

第2日目（2月28日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

なお、勝又貞夫君から欠席、片桐代表監査委員から午前欠席の届出が出ていますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）のとおりといたします。

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

大綱質疑からあまりに逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、あらかじめご了承をよろしくお願いいたします。

○議 長 日程第1、第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和4年度は、それ以前の新型コロナウイルス感染症による受診控えや反動などの影響がほぼ見られなくなり、1人当たりの保険給付費は、コロナ禍以前を若干上回るというような状況になってきています。また、被保険者数の推移では、全体的な人口減少や後期高齢者医療制度への移行などがあるものの、前年度予算に比べて大きく減少していないということから、保険給付費の全体額はやや増加を見込んでいるところであります。

一方で、保険税算定に直接影響する国民健康保険事業費納付金は、こうした見込みに前々年度精算額などを加えた県の算定により、前年度に比べて若干の減少となっております。これらの算定のほか、被保険者の健康増進、予防を進める特定健康診査、また保健事業を引き続き行うことに加え、4月から増額となります出産育児一時金なども見込みまして試算を行ったところ、支払準備基金から1億円を繰り入れることにより、現行の保険税率を据え置いて予算編成することができております。

現在、確定申告・住民税申告の期間中でありまして、その後の令和4年所得の確定を待って、保険税率の最終決定を行うこととしたいと思っております。

新年度予算につきましては、歳入では、国民健康保険税は、前年度比で7,157万円減の9億5,085万円を、県支出金は、前年度比1億3,436万円増の40億4,604万円を計上しました。

歳出では、保険給付費は、前年度比1億4,933万円増の39億7,000万円を、国民健康保険事業費納付金は、前年度比3,352万円減の13億6,079万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比1億1,600万円、率にしまして2.1%

増の 55 億 4,400 万円としたいものであります。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 9 号議案 令和 5 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数 1 万 1,766 人、歳入歳出総額 55 億 4,400 万円で組まれた予算であります。保険税 9 億 5,085 万円、一般会計繰入金 4 億 3,125 万円、基金取崩し 1 億円となっている。制度改革で、課税限度額は 104 万円に引き上げられ、軽減措置は手厚くなり、出産一時金は 8 万円の増額であります。必要な医療が誰でも受けられるための保険であります。そこで、2 点お伺いいたします。

1、被保険者数の減少が加速する中で、保険税収入確保と基金積立てをどのように考えたか。

2 点目であります。人生 100 年時代と言われていますが、健康寿命を延ばすための保健事業の重要性が増してくる。そこで、保健事業の意義と予算づけをどう考えたか。

以上、2 点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの皆さんからの国民健康保険特別会計予算に対する大綱質疑にお答えします。

まず、1 点目の被保険者数の減少が加速する中、税の収入確保と基金積立てをどう考えたかということです。国保会計につきましては、いわゆる団塊の世代といわれる大きな人口の集団の皆さんが後期高齢者医療制度へ移行を始めているというところであります。若年人口の減少も相まって、比較的年代層の高い状況が続いていると思います。被保険者の総数は、社会保険からの移行も含めまして大きな変動がないものと見込んでおりますが、平均年齢の上昇に伴いまして所得はどうしても低下傾向になっていくと。保険税収入としては、減少するという厳しい見込みをしています。一方で、保険財政の中心的役割を担う県の令和 5 年度の事業費納付金の算定では、実績等を踏まえて総額は微減——少し減っているということがあります。

これらのことから、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、支払準備基金からの繰入れを活用するというので、現行保険税率を据え置いて予算を編成したところであります。令和 4 年所得の確定を待って再検証するというので、先ほど申し上げたとおりであります。

国では、平成 30 年度の制度改革以降、必要な財政支援を継続しているということに加えまして、制度の持続的な運営を目指して、さらに検討が国で進められているということでもあります。

市としては、それらの動向を注意を持って見守って、今後も予想される被保険者数の減少

——これはまさしくそのとおりでありまして、また徐々に増加している保険給付費の状況を踏まえまして、引き続き丁寧な納税相談を行いまして、公平公正な保険税収の確保に努めていきたいと考えております。

また加えまして、健診の受診を積極的に進めるといような工夫をして行うことによりまして、被保険者の健康増進そして病気等々の予防に努めて、国民健康保険の適切な運営を継続してまいりたい。今大きなテーマになっております健友館等々の設置の問題につきましては、まことこういうところに係るということで、大変重要な課題と考えております。

2つ目のご質問ですが、保険事業の意義、また予算づけをどう考えたかということです。今ほども申し上げましたけれども、この健診であります。令和2年度に集団健診の規模を縮小したということから、低下している健診受診率が今徐々に回復してきていると思っております。しかしながら、コロナ禍以前までには現状至っておりません。

受診率の向上を図るために、令和4年度、今の年度ですが、特定健診の未受診者——受けていないという方の対策に重きを置きまして、高度なデータ分析による特定健診受診率向上支援を実施してまいりまして、一定の効果は出ていると思っております。この結果を踏まえまして、新年度、令和5年度も事業を継続し、対象者の選定などにより効果的な受診の勧奨を行っていききたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策のため、事業の中止とか規模を縮小せざるを得なかった健康指導や各種健康教育、そういう場につきましても令和4年度に事業を再開しておりますが、新年度も参加者の感染対策には十分留意しながらであります。事業への参加を促していく。そして事業体制・内容の改善などを行っていききたいと考えておりますので、ぜひともまたご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第9号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第2、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代の大勢の皆さんが加入年齢に達し始めるなど、被保険者の大幅増を見据えまして、昨年10月には一部の方の窓口負担を2割とする制度が開始されております。今後は所得にかかる保険料率、また賦課限度額の引上げなどが予定されているということでもあります。また、全ての世代で支え合う仕組みというようなこ

とを目的に、新年度4月から出産育児一時金の増額分に係る一部負担が求められるなど、全体的には被保険者にとって負担増の方向が示されているところとなっています。

市では、広域連合と協力して、今後も健診事業や人間ドック助成など高齢者の健康維持に努めていくとともに、ジェネリック医薬品の推進などをはじめ医療費の適正化に資する取組を継続してまいりたいと思います。

新年度予算につきましては、被保険者数の増加によりまして、歳入の保険料では、前年度比1,336万円増の4億7,479万円を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に前年度比2,013万円増の6億1,271万円を計上しております。

以上により、歳入歳出予算の総額を前年度比1,100万円、率にして1.8%増の6億2,100万円としたいものであります。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

大綱質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第10号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第3、第11号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第11号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計の予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年に当たっております。増大する介護費用を抑制するため、各種の介護予防事業等に取り組みながら、地域包括ケアシステムの深化、そして推進に向けた体制の強化を図っていく内容となっています。

また、令和4年度に実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を基に、令和6年度からの次期計画を策定してまいります。

歳入では、第1号被保険者の保険料は、前年度とほぼ同額を計上、また、介護給付費に対する国・県及び市などの、それぞれのルールに基づく補助金、負担金及び交付金などの算定額が増額となったほか、介護給付費準備基金からの繰入れを行い、保険料の増額抑制に充てているところであります。

歳出では、令和4年度の給付実績を踏まえながら、第8期介護保険事業計画に基づく各種サービスの事業費を計上し、保険給付費を前年度比9,403万円、1.5%の増、地域支援事業費を前年度比1,004万円、4.1%の減としたところです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比で 9,000 万円、率にして 1.3%増の 69 億 7,600 万円としたいものであります。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 11 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

第 8 期最終年度の予算であります。65 歳以上人口 1 万 8,623 人、令和 5 年 1 月末での介護認定者数 3,499 人であります。歳入歳出総額 69 億 7,600 万円、保険給付費 65 億 7,668 万円となっています。

居宅介護、施設介護ともサービス提供事業者の人員不足が懸案でありましたが、介護人材確保策は効果があまり出ていないようであります。施設を整備しても受入れができない、人材確保ができず受入れを縮小、中止、さらには廃業に至る事例が第 8 期で生じました。そこで、居宅介護、施設介護サービス提供事業者の確保を吟味しての予算であるのか。

次に、来年度から始まる第 9 期計画策定が今期行われます。昨年実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、市内法人の施設整備意向調査、介護人材実態調査が基になります。施設に入りたくても費用が賄えず、やむなく在宅介護をする事例などもきちんと調査したはずであります。そこで、第 9 期計画策定では、介護予防を強化し、誰一人取り残さない事業となるよう、さらなる細かい調査を実施して臨むのか。

以上、2 点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑に対する答弁を申し上げます。

まず、1 点目のサービス提供事業所の確保を吟味しての予算であるのかというご質問です。令和 5 年度の予算編成に当たっては、保険料は第 1 号被保険者数そして認定者数、所得段階の割合などを考慮して計上したところです。

保険給付費、また地域支援事業費は、サービスごとに令和 3 年度の決算額、令和 4 年度の決算見込額や、ここ数年の傾向などを踏まえるとともに、市内事業所の整備状況、定員変更などを加味した中で計上したものであります。これは市内にかかわらず、全国的に介護人材が不足するという中で、目に見えて大きな効果を上げるということは、これは言うは易くであります。非常に厳しいというふうに考えておりますけれども、一般会計予算に、介護人材確保緊急 5 か年事業、これは 3 年目、現在継続中であります。これを始めとして、研修費の助成、また介護支援専門員の受験対策講座の委託料等を計上しまして、引き続き人材確保策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に 2 点目の、誰一人取り残さない事業となるように、さらなる細かい調査を実施して、そして臨むのかというご質問であります。

令和4年度に実施しました、先ほどもお話をした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の調査結果に基づくサービス内容の評価、そして意向、地域の特性もあると思います。並びに生活圏域などを考慮もしまして、南魚沼市の現状と課題を反映させた第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めていかなければなりません。第8期計画の基本目標であります地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に向けまして、介護予防、重度化防止及び認知症施策の強化への取組を着実に進めていかなければならないと考えております。こういった中で、全体を引き上げてまいりたいと考えておりますのでよろしくご協力をお願いします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第11号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第4、第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和5年度予算は、業務予定量としまして給水件数は、前年度100件増の2万4,000件、年間総給水量は、前年度比で1.1%減の578万7,000立方メートル、主要な建設改良事業を8億8,972万円と見込みまして編成したところであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、給水収益を前年度比0.7%減と見込み、収入合計は19億1,378万円を計上したところです。支出では、営業費用として施設管理費や事務費を、営業外費用として企業債利息や消費税などを計上し、支出の合計は、前年度並みの18億7,209万円を計上したところです。収益的収支の差引きでは、税込み4,169万円の利益を見込みました。なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益804万円となり、今年度も大変厳しい経営状況となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債、他会計出資金、国庫補助金など、前年度比65%増の9億1,799万円を計上しております。支出では、建設改良費、企業債償還金など、前年度比19%増の19億5,899万円を計上しています。

主な事業としましては、非常用水源の運用に向けた塩沢地域全体の水源再構築、また老朽化施設の改築、浄水場にある自家発電設備の更新及び重要給水施設などの管路耐震化に引き続き取り組んでまいります。なお、自家発電設備の更新事業は、2年間の継続費を設定しております。

収入が支出に不足する額は、前年度より約4,500万円減の10億4,099万円となりまして、

損益勘定留保資金等で補填をし調製したところです。

よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

年間給水量578万7,000立方メートル、給水件数2万4,000件、収益的事業では、収入19億1,378万円に対して支出18億7,209万円と黒字。一方、資本的事業では、収入9億1,799万円に対して支出19億5,899万円と大幅な赤字として組まれた予算であります。

令和4年度の損益計算書では、営業損失2億3,510万円であり、他会計補助金、長期前受金戻入などで当年度純利益が7,427万円となっている。

また、貸借対照表を見ると、資産合計261億6,613万円が258億3,516万円に減る。現金及び預金は、16億5,470万円が15億2,322万円に減る。固定負債の企業債、60億4,394万円が59億8,506万円に減る。流動負債の企業債、10億5,714万円が9億2,408万円に減る。健全経営に努めて負債を減らしながらも、施設更新と新たな水源への新規投資で財源確保にきゅうきゅうとしている事業であります。

生活支援としての水道料金値下げを念頭に置いた料金体系の見直しを令和5年度にするようであります。そこで新料金体系では、製造原価と供給単価の差損をどのように考えていくのかであります。

次に、老朽化した施設の更新は計画どおり進めているが、突然破損が起きるなど不測の事態が起きている。早期に対応できる漏水対策が必要である。そこで、漏水対策の新たな取組を考えているのか。

最後に、人口が減っていく中での水道事業全体を考える時期である。節水型の機器が普及し1件当たりの使用量も減っていく。料金収入は減少の一途をたどることは明白であります。そこで、水道料金体系見直しと同時に新たな水道事業の在り方も検討するのか。

以上、3点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑にお答えしてまいります。

水道事業会計であります。まず1点目の新料金体系で製造原価、また供給単価の差損はどう考えるかということです。給水原価——製造原価であります。供給単価を上回る、いわゆる逆ざやの経営状況は、水道事業が抱えている大きな課題でありました。

しかし、このたびの料金改定の新料金算定に当たりまして、新年度の令和5年度から令和9年度までの5年間に、水道料金で賄うべき原価——これは総括原価であります。水道料金で賄う原価に見合う新料金の総額を定め、メーターの口径別に配分するという料金体系の見直しを行うわけであります。

その結果、それぞれ単年度においては、製造原価と供給単価に差損、いわゆる逆ざやが生

じることは単年度的にはあるかもしれませんが、基本的に5年間の総額では、製造原価と供給単価は249円で均衡するものと今推計しています。

したがいまして、新料金体系における製造原価と供給単価の差損——逆ざやは、改善されるものと考えております。今後も、原価割れするような、いわゆる逆ざやが生じないように、経営の基本原則を堅持しながら、給水サービスの提供、また誠実でかつ効率的な経営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目のご質問の漏水対策の新たな取組を考えているのかということであります。水道事業における重要な指標の一つだと思っています、有収率の向上。これは漏水対策が不可欠であります。直近の令和4年度の間接決算では、上半期有収率は80.2%。これは令和3年度末の80.0%から0.2ポイントの改善が見られたところです。

しかし、お話もさせていただいている昨年秋からの大和地域の船ヶ沢新田地区で配水管の漏水事故が頻発したという報告をしました。これに加えて、この1月の強い寒波の影響で給水管の漏水事故が増えたということがありました。令和4年度末の有収率は、上半期よりも低下するものと捉えております。

漏水対策ですが、使用水量が少なくなる深夜帯の漏水調査、そして消火栓の水抜き不良などによる漏水調査を引き続き実施します。

加えて、専門業者が提案する新たな漏水検知法——ちょっと私、細かいところまではまだ分かりませんが、こういう報告を受けています。専門業者が提案するこういう新しい検知方法、このうち効果的で実効性があると判断した技術について積極的に取り組んで、その成果を数値で表すことができるように改善を図っていきたいということですので、よろしく願いします。

3点目です。水道料金の体系見直しと同時に新たな水道事業の在り方も検討するのかということですが、令和元年度に策定しました水道事業の経営戦略について、令和5年度で計画期間の——これは10年間ではありますが、この半分の5年が終了します。そのため、事業の進捗そして成果を一定期間ごとに評価・検証するための見直しが必要というふうに判断をさせていただいております。

加えて、水道料金の体系見直し、そして改定がまさに行われるということによりまして、令和5年度以降の経営状況も、それをもってまた明らかになってくるというふうにも思っております。それによりまして、実効性のある経営戦略となりますように、令和5年度から準備を始めて令和6年度に改定を行うこととしております。

また、経営戦略の見直しに際しては、現在、地域別水源方式として進めています非常用水源の常用化に係る事業費、それに合わせて畔地浄水場を適正規模として更新した場合の事業費、この比較を実施しなければならない。そして、それを予定させていただいております。

したがいまして、投資事業費と経営収支の状況を的確に捉えて将来予測を行っていき、精度を高めた投資・財政計画となりますように改定経営戦略の策定を行いたいものであります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 12 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 5、第 13 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 13 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 5 年度予算につきましては、城内診療所を市民病院附属診療所として医療資源の集約化を図るとともに、回復期リハビリテーション病棟の運用を開始いたします。魚沼圏域で不足しています医療ニーズを捉えながら、本業であります医業収益の向上を図ることで一般会計繰入金を抑制し、市民が将来にわたってより安全で安心な医療を継続して享受することができる、これを目標に編成したところであります。

収益的収支については、大和病院事業では 1 日平均の入院患者数を 40 人、外来患者数を 150 人と見込みまして、市民病院事業では 1 日平均の入院患者数を 122 人、外来患者数を 470 人と見込み、それぞれ収益と費用を計上したところです。

大和病院事業では、収入において、医業収益と介護保険収益の合計 12 億 4,960 万円に医業外収益等 2 億 2,438 万円を加え、総額を 14 億 7,399 万円とし、支出では、医業費用 14 億 3,943 万円に医業外費用等 3,255 万円を加え、総額を 14 億 7,399 万円とし、収支総額で同額を計上しております。

市民病院事業では、収入において、医業収益と介護保険収益の合計 37 億 5,546 万円に医業外収益等 4 億 3,590 万円を加えまして、総額を 41 億 9,136 万円とし、また支出では、医業費用 45 億 4,018 万円に医業外費用等 5,801 万円を加え、総額を 45 億 9,820 万円とし、差引き 4 億 683 万円の損失額を計上いたしました。

次に、資本的収支についてです。両病院の支出に、医療器械等購入費及び企業債償還元金を計上し、それに対する収入の財源として企業債及び一般会計繰入金を計上しました。

大和病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金などで、総額 7,063 万円とし、支出では、建設改良費と企業債償還金等で、総額 1 億 1,516 万円として、差引きで 4,453 万円の不足額を計上しました。

市民病院事業の収入では、企業債と一般会計繰入金等で、総額 4 億 2,879 万円とし、支出では、建設改良費と企業債償還金等で、総額 6 億 340 万円として、差引きで 1 億 7,461 万円の不足額を計上しております。

病院事業全体で、支出が収入を上回る予算となっており、収支で不足する額につきまして

は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

令和5年度は、さきにも述べましたとおり城内診療所を市民病院の附属診療所として、市が持つ医療資源を集約化してまいります。その効率的な運営を図るとともに、回復期リハビリテーション病棟を新たに開設することにより、急性期から回復期を経て在宅復帰するまで、住み慣れた地域で医療を受けることができるよう、今まで以上に市民に寄り添った医療を提供していくための予算として計上しておりますので、どうかよろしく申し上げます。ご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第13号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑をするものであります。

収益的事業では、収入5億6,535万円に対して支出6億7,219万円と赤字、資本的事業では、収入4億9,942万円に対して支出7億1,856万円と赤字、収益的事業での繰入金は5億7,808万円、資本的事業では4億2,191万円として組まれた予算であります。

令和4年度損益計算書を見ますと、医業損失が7億5,990万円、経常損失3億980万円、当年度純損失2億4,953万円であります。貸借対照表を見ると、資産総額76億3,762万円が71億6,751万円に減る。現金・預金は4億6,319万円から1億8,864万円に減る。固定負債の企業債は40億5,706万円から36億3,876万円に減り、流動負債の企業債は4億3,604万円から4億4,130万円に増えるということですが、回復期リハビリテーションに対する需要増に対応した経営効果に期待をした予算であります。

城内診療所を市民病院附属施設として運営する初年度であります。900人を抱えていた患者を600人に絞って、週1.5日の診察から始めようとしている。また、コロナ感染症が2類から5類へと変更されることに伴い、診療受入れの体制変更が迫られる。そこで、城内診療所、コロナ感染症などの診療受入れ体制の強化はどうかであります。

次に、市民病院において非常勤医師の集約化で患者数減少を見込んでいる。医療スタッフの募集を年間を通じて行っているが、ICT活用遠隔診療などを踏まえての人材確保が急務であります。そこで、在宅医療の充実に備えた人材確保はどうするのか。

以上、2点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑、病院事業会計予算につきまして答弁いたします。

まず、1点目の城内診療所、コロナ感染症などの診療受入れ体制の強化はどうかということであります。まずは、城内診療所についてです。これまで非常勤医師が日替わりで診療を行っておりましたが、この4月からは、市民病院の医師で、前にもご紹介しております、帰ってきてくださいましたお医者さんであります。地元出身の広田喜一医師を所長として、

全ての患者さんを広田医師が診療するということで準備を進めています。

診療日数はお話のとおり週 1.5 日となりますが、同じ医師が継続して診療するというところへの、これは大きな対象者の皆さんの安心感、そして診療記録を電子カルテに蓄積することによりまして、市民病院や大和病院との連携がさらに強化されるという点。そして定期的な外来診療だけではなくて、例えば入院が必要となった際にも、市立病院群として切れ目なく医療を提供できる体制がまさに始まると思います。患者や家族の皆さんにとっては、これまで以上に安心感の、そして信頼感の高い医療を享受できるように体制を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、新型コロナ感染症についてのことです。2類から5類へと感染症の位置づけが移行されたとしても、入院患者や高齢者、また基礎疾患を持つ方にとっては重症化リスクが高いということに、これは変わりがないと言われております。これまでと同様に感染対策を継続する必要があると考えているということでもあります。陽性患者の受入れにつきましても、これまでも個室2床を確保しており、必要に応じて病床数を拡大しながら対応しております。今後も感染状況に応じた対応を、市立病院として継続していく責務があると考えている。これは現場も意気高く考えているところであります。

2つ目の在宅医療の充実に備えた人材確保はどうするのかということ。大変心配なところだと思います。2040年に向けて後期高齢者が増加していきます。一方で、生産年齢人口は現在よりも約3割ほど減ると見込まれています。大変なことだと思っておりますが、これまで以上に効率的な診療を行うことが求められるかとも思います。在宅医療ニーズが今後も増加していくことを踏まえて、さらに充実していくべき分野であります。このことについては私どもの医師会と連携し、市立病院群と民間の診療所が役割分担を行いながら協力体制をつくり上げていかなければならない。その必要があると考えております。

市民病院では、令和5年4月から介護支援専門員を2名増員いたしまして、これまで以上に要介護者や、入院患者さんがスムーズに在宅や介護施設で生活ができるように、体制の充実を図ることとしています。

また、在宅療養している患者さん、要介護者の情報をリアルタイムで把握ができますように、病院、診療所だけではなく、訪問看護ステーションや介護施設などがICTを活用した情報交換を行いながら、効率的で質の高い連携を取りながら支援を行っているところであります。

加えまして、ベテランの看護師を訪問看護ステーションに配置する。こういうことによりまして適材適所、そういう職員配置を図るとともに、在宅患者そして医師がリアルタイムで双方向の情報伝達ができるような——これは様々なことが考えられますが、ICT環境の整備これらを検討しまして効率性を高めながら、在宅診療体制のより高いレベルに進められるように図っていききたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 13 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 6、第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 5 年度予算は、業務予定量としまして接続戸数を前年度より 100 戸増の 1 万 9,400 戸、年間有収水量は、前年度比 1.7%減の 574 万立方メートル、主要な建設改良事業を 6 億 2,625 万円と見込み、編成しております。

収益的収入及び支出につきましては、収入では、下水道使用料を前年度比 1.7%減と見込み、収入合計は前年度比 1.4%減の 31 億 6,209 万円を計上したところです。支出では、営業費用として施設管理費や事務費を、また営業外費用として企業債利息や消費税などを計上し、支出合計は前年度比で 1.8%減の 30 億 9,796 万円を計上しました。

収益的収支の差引きでは、税込み 6,413 万円の利益を見込んだところです。なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益で 6,113 万円となり、これは厳しい経営状況となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債、他会計出資金また補助金、及び国庫補助金など、前年度比 2.3%減の 19 億 6,865 万円を計上しました。支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比 8.1%減の 27 億 2,936 万円を計上しました。

主な事業としましては、広域化事業の第 2 ステップとなります大和処理区の県流域下水道への統合について、実施計画の変更や都市計画の変更手続を進めてまいります。また、不明水対策ではマンホール蓋の更新事業、浸水対策では大和地域の雨水による浸水想定区域図の作成に取り組んでまいります。

収入が支出に不足する額は、前年度より約 1 億 9,400 万円減の 7 億 6,070 万円となり、これは損益勘定留保資金等で補填し、調製したところです。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

有収水量 574 万立方メートル、接続戸数 1 万 9,400 戸で組まれた予算であります。収益的
事業では収入 31 億 6,209 万円に対して支出 30 億 9,796 万円の黒字、使用料 11 億 223 万円

で、他会計からの補助金が6億9,603万円。資本的事業では収入19億6,865万円に対して27億2,936万円の赤字、他会計からの補助金は6億7,566万円として組まれた予算であります。

令和4年度の損益計算書を見ますと、営業損失18億7,611万円、他会計補助金と長期前受金戻入を含めて当年度純利益が1,013万円であります。貸借対照表を見ると、総資産が537億4,017万円から527億4,740万円に減ります。現金・預金は1億3,401万円から1億5,789万円に増える。固定負債の企業債は221億9,127万円から213億6,223万円に減る。流動負債の企業債は20億9,811万円から20億3,024万円に減るということでもあります。

農業集落排水の新潟県流域下水道接続事業が令和4年度に完了しました。不要となった農業集落排水施設の跡地利用が懸案でありました。そこで、旧農業集落排水施設の跡地利用について新たな取組はあるのか。

次に、有収率の向上が懸案事項でありました。マンホール蓋の更新事業の効果は検証しているはずだが、地盤沈下の影響も含めて、地下の老朽管の状態を調査し、不明水対策を強化する必要があるのではないか。そこで、不明水対策として老朽管調査を強化する事業を伺う。

以上、2点であります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの下水道事業会計につきましての大綱質疑にお答えしていきます。

まず1点目の、旧農業集落排水施設の跡地利用であります。新たな取組はということですが、広域化事業によりまして、いわゆる使わなくなった未使用となりました下水処理場は10施設、10か所あるわけであります。

跡地利用につきましては、施設の解体処分には多額の費用を要します。また一方で、国庫補助金により建設したという施設でありまして、処分制限の期間中であるということから、当面は現状のままでの有効活用を図っていきたいと考えています。これはご存じのとおりです。

現在の状況としては、舞子処理場——10施設のうちの一つです。舞子処理場は、水道事業の現在進めている非常用水源施設として利用しています。もう一つ、五十沢西部処理場、五十沢地区にあります。これは、消防本部の機材倉庫として活用、そして11月からは同じ場所ですが、税務課の行政書庫として活用しているところです。また、同じく五十沢の宮処理場は、下水道課の資機材倉庫として活用しているところです。

残る7つの施設です。ここには複数の部署が現在倉庫または書庫としての活用を検討しているところです。私ども以外の、外部の公共機関からの問合せも現在来ているということでもあります。

補助金の返還また起債の繰上償還が発生しない範囲の中で、跡地の有効利用に向けた情報収集また新たな取組のこれらを模索、これを引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の、不明水対策の中で老朽管調査を強化する事業はということですが。不明水対策は、

下水道事業の経営を安定化させる、これを続けていく中で大変重要な課題です。ストックマネジメント計画——資産管理計画の中で状態監視保全と位置づけまして——ちょっと固い言い方ですが、状態がどうであるかということ監視し続けると。そういう取組の中で老朽管のカメラ調査——カメラを入れての調査ですね——これを毎年、現在3キロメートルから4キロメートル実施しています。

今年度、令和4年度は地盤沈下重点区域——これは六日町市街地のことです。ここの国道17号を中心に、3.3キロメートルを調査したということです。結果、緊急修繕を必要とするような管路の沈下、亀裂またはマンホール接続部の損傷とか、いわゆる不明水の流入となる箇所は、この六日町市街地の調査、3.3キロメートルの中では発見されませんでした。ほっとしているというか、大変喜んでいます。地盤沈下の影響を受けていないことも確認ができたということでもあります。

令和3年度に調査を実施した大和の三用地区では、45か所の不明水の流入箇所が見つかったのです。今年度、そのうち15か所の修繕を実施しました。

下水道本管の耐用年数は50年とされています。国庫補助の対象となる更新事業として着手するには、まだまだこれは年数が残っている。加えまして、当面は市単独費での対応となるということです。今後も、地区を絞って費用対効果これらを考えながら、必要でまた最小限の範囲の中で修繕を行っていききたい。これは考えざるを得ませんし、そのようにしていきたいと思っております。

なお、当市の有収率は、令和3年度末の数字ですが88.9%、これは前年度比で2.9ポイント向上しています。全国平均は83.3%ということでもあります。今後もマンホール蓋の更新事業とともに老朽管のカメラ調査を計画的に実施して、有収率の向上につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第14号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を10時50分といたします。

〔午前10時32分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時50分〕

○議 長 日程第7、第16号議案 南魚沼市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第16号議案につきまして、ご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、令和5年4月1日以降、災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者名簿の情報で、本人の同意がないものについては避難支援等関係者への提供ができなくなります。

このため、災害対策基本法に基づく個人情報の外部提供に際し、本人同意を不要とする旨を個別条例として規定し、より迅速かつ円滑な避難支援等につなげるため、新たに条例を制定したいものでございます。

1 ページ、第1条は、本条例の制定目的です。第2条は、用語の定義を定めるもの。第3条は、避難支援等関係者に名簿情報を提供することを規定しています。

2 ページ、第3条第2項は、情報の提供に際しては、本人の同意を得て行うものとし、同意する意思を明示しないとき、または意向が確認できないときは、不同意とする旨を規定しております。第3項は、第2項の規定にかかわらず、避難支援等関係者のうち規則で定める者に対して提供する場合に限り、本人の同意を要しないことを規定しています。

第4条は、提供された名簿情報を目的以外に利用することや、第三者へ提供することが、できない旨を規定しております。

第5条は、提供された名簿情報の漏えい防止のために、必要な措置を講ずることを規定。

第6条は、提供された名簿情報の守秘義務があることを規定しています。

第7条は、委任で、この条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

本条例の附則です。第1項は、施行期日を令和5年4月1日からとしたいもの。第2項は、既に避難支援等関係者に提供している情報は、本条例の規定に基づいて提供されたものとみなしたいもの。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大切な条例でありますけれども、各行政区においては自主防災組織が組織をされております。その中で、避難の命令系統も全部組織をされているという中で、恐らくこういう情報については民生委員の方がお持ちで、行政区長さん自体まで届いているかどうかというところをちょっと心配しているのだけれども、これを提供するとなれば行政区長さんは何か災害が発生した場合については相当重い責任を預かったりもします。そうすると行政区長さんがこういう情報を提供するというか、何班の誰々さんを助けに行けとか、そういうようなところは、救助に支障が出るというのでは困るのだけれども、そこら辺の心配というのはどんなものなのか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基本的には、災害対策基本法のところからきます。議員の皆さんにもいっていると思いますが、地域防災計画の中で市の役割の中に避難支援等関係者となるものの範囲

というのがございまして、議員がおっしゃった行政区、自主防災組織あるいは民生委員の方々が列記されてございます。こういった方々の範囲を、先ほど申し上げました規則で新たにまた制定するというような関係がございまして、大本が災害対策基本法の中にそういった方々に情報を提供するという旨がありますので、議員が心配されたところは、これによってクリアされるものだと考えてございます。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 防災対応について、個人情報といいますかそういうのが大事なのですけれども、非常に防災の・・・に関するところがちょっとネックになっていた部分がありまして、こういうふうなことで法律のほうでその道を開いていただくということは、非常に私は防災上いいことだというふうに思っています。

ただ、ここにありますように、といいますか、もともとの災害対策基本法の中で示したように、どこまでどういうふうに体制を組めるようにするかというのは規則で決めなければならない。前はちょっと厳しかったのですけれども、今度は規則で決めれば割とその情報が出せるということですが、規則をどういう具合に緩めるかというのが非常に大きなところになると思うのです。そこら辺の検討のスケジュールといいますか、そういうのは、条例は制定するのですけれども、一番肝心の規則の中身とかスケジュール的なのはどういうふうなことになっているのかというのをちょっとお聞きしてみたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 条例の施行期日も、先ほど申し上げました令和5年4月1日からとしたいということでございますので、併せて規則の内容も令和5年4月1日からを考えております。

内容を緩める云々というよりは、この条例にあります、先ほどの規則での提供する範囲とか、そういったものを規定するというのが主なものになります。実務的におきましては、個人情報の取扱いのところも触れられましたので、担当課の福祉課のほうでは、今現在もその名簿の提供を行政区長さんとかに提供しているわけなのですが、実際は封緘した状態でお渡ししております。それが個人情報の関係もありまして、災害の発生とか、災害が発生する恐れがある場合のみ開封してくださいというようなことで、そういったところの規制もしてございます。そういったことで特に緩める云々ということではなくて、この条例の趣旨にのって規則制定をするということに限られると思います。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 緩めるという言い方もちょっと語弊があったかもしれませんが。ただ、私は避難支援等関係者、そこの範囲のくくり方ですよね。それは、では今までと全く同じという考え方でよろしいのかということだけちょっと確認したい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 寺口議員のご質問のところでお答えしましたが、地域防災計画の中に、繰り

返しになります。避難支援等関係者となる範囲が列記してございます。これをこの条例が制定された後には規則に受けて、同じ内容を規則制定するという事でございます。例示を申し上げますと、先ほど行政区、自主防災組織、民生委員、申し上げましたが、あと社会福祉協議会、消防団、警察、あるいは市の組織で避難支援等に関わる部署という内容が規則で制定されるというようなことで、災害時の対応においては、今までとその辺は変わりはなく災害対応をしなければならないという考えでございます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけちょっと確認したいのですけれども。ある意味、今までどおりというかきちんと災害があったとき、もしくは起きそうなきに際して対応できるようにということだと思っておりますけれども、以前、私一般質問でやらせてもらいましたけれども、要するに避難するための計画とか、要支援者の方がということには、またこれは関わってこないというか、今までどおりで同意がなければ、そこにはそれはできないという形になるのでしょうか。ちょっとその辺の——事前に避難計画を立てることはできるのかできないのか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけれども、一番問題になるのは要介護ですとか、そういう弱者の人たちに対する部分になると思われまして。それにつきましては別に定めておりますので、それに従って対応するという事になります。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 では、福祉関係——福祉避難とか避難所とか、そういう関係にはあまりこの条例は関わってこないという、そういう感じでよろしいのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当然、個人情報ですので、これには関わってくる事になるということで認識しております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第3条の最初、市長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して名簿情報を提供するものとする。この災害の発生に備えという部分ですが、こういったタイミング——この定義はあるのでしょうか。災害の発生に備えていつでも、極論でいうといつでも備えられるのですよね。なので、ここの部分の定義はしっかりされているのかどうかだけお尋ねさせていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大本は、災害対策基本法の中の第49条の10あるいは第49条の11 それらに列記してございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 それはここには書いていないですね。書いていなくても大丈夫なのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第16号議案の目的、第1条のところに、この条例は災害対策基本法に基づく云々というふうな書き立てがございます。こういった意味でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第16号議案 南魚沼市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第17号議案 南魚沼市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第17号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、部局間の個人情報の利用と相互提供をすることができることについて定めるとともに、同法第19条第11号に基づいて地方公共団体内——これは市長部局と教育委員会ですが、この間での個人情報の相互提供ができることを定めるもので、これにより行政サービスの向上と事務の効率化を図りたいものでございます。

制定の概要は、昨年12月定例会で廃止の決定をいただきました、南魚沼市個人情報保護条例で定めていました地方公共団体内での情報の利用と相互提供の内容を改めて定めているほか、新たに法律に定めのない特定個人情報、いわゆるマイナンバーを扱う規定を盛り込むものでございます。

1ページ、第1条は、本条例の趣旨です。

第2条は、用語の定義を定めています。

第3条は、市の責務を記載してございます。

第4条第1項から第2項では、法律に定めのない特定個人情報の利用について定めるもので、外国人の生活保護において特定個人情報の利用事務について定めたものでございます。

2ページ、第3項から第4項は、現在の南魚沼市個人情報保護条例第10条第2項で定めているものと同様に、部局間での特定個人情報の相互提供ができることや、その事務について定めるものです。

第5条は、地方公共団体内——市長部局と教育委員会間ですが、この個人情報の提供ができることを規定してございます。

第6条は、委任で、この条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定しています。

本条例の附則です。第1項は、条例の施行を令和5年4月1日からとしたいものです。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第17号議案 南魚沼市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第18号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第18号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

初めに、本条例の制定の経緯についてご説明いたします。現在、市内の企業誘致を目的に企業立地促進条例を定めており、事業者が一定額以上の投資により固定資産税を取得し、かつ規定の人数以上を新たに雇用するなど、指定の基準を満たす場合には固定資産税の優遇措置等を受けることができます。

これにより市の固定資産税は減収となりますが、法律等に定める要件と合致した場合においては、地方交付税によりその減収分の4分の3、75%が補填されることとなっており、市では企業誘致の柱の一つとして積極的にPRし、また活用してまいりました。一方で、法律等の国の制度については度々改められ、その時々々の経済、社会状況に応じた施策誘導がなされており、その都度、市の条例においても法律名をはじめ必要な改正を行ってまいりました。

しかしながら、現在の企業立地促進条例は奨励金など他の優遇措置の規定も含んでいることから、それらとの整合を図りながら適正な条例改正の対応を取ることが難しいことや、企業立地促進条例により課税免除を受けられる企業の指定の要件と、減収補填の対象となる企業の要件に違いが生じる場合があるなど、その都度、対応に苦慮してまいりました。

具体例を申し上げますと、国の制度では、その資産に対する初めての固定資産税課税から3か年間で減収補填期間であるのに対し、市の条例においては事業開始から3年間で課税免除期間となっているため、減収補填を受けることができる期間と課税免除の期間にずれが生じ、減収補填されない課税免除が多く発生していました。

また、条例のもう一つの課題としまして、申請に必要な資本投資額や新たな雇用者数の増加の規定が挙げられます。条例では新設の場合、必要な資本投資額が新設5,000万円以上と大きく、また新規の常用雇用者数は新設で10人以上、増設で5人以上の増加などが大きなハードルとなってきており、やはりコロナ禍の影響もある中においてITや情報産業、ベンチャー企業など、近年、地方へ進出する企業の業態の変化が見られる中、労働者不足も重なり、なかなか新たな企業誘致や進出につながりにくいといった状況もありました。

これらのことから、今回改めて既存の企業立地促進条例とは別の条例に分けること、また指定基準を見直すことで、より簡素で分かりやすく適正な優遇措置等を適用できる体系に整えたいものと考えたものです。現在、固定資産税の優遇措置を受け、国の施策を活用して減収補填を受けられるためには、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤整備に関する法律に基づき、国からの承認を得る必要があります。

今回、その国の減収補填措置の期間が令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2か年延長されることが決まったことから、この機会に合わせ両制度の不整合の解消を図るため、企業立地促進条例から固定資産税の優遇措置を切り離し、国の要件、規定に合わせた条例として別に定め、併せて指定の基準も見直すことで、市内外からのより多くの企業や事業者の進出や出資を促す制度にしたいものです。

条例を分ける際に考えた主な変更点は2点あります。1点目は、指定の基準を投下する固定資本総額——これは主にですけれども、工場の建物や償却資産の取得などの直接投資から、企業活動、生産過程から新たに生じる付加価値額に変えることで、詳細については施行規則において記載すべく現在、準備を進めておりますが、国において行っているものづくり補助金や事業再構築補助金など、国の定める・・・に沿ったものを想定した付加価値額で算定したいと考えております。

2点目は、新規の常用雇用者数の規定を緩和することで、これまで想定する誘致企業が、

製造業などのある程度まとまった従業員を必要とする規模の工場を主目的としてきましたが、それだけに限らず、より現代の社会情勢に合った規定に変更したいものであります。

それでは、条例の内容について説明いたします。1ページをご覧ください。議案名は、南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてであります。

第1条は、趣旨として、国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤整備に関する法律に基づいて行う、地方税法の規定による固定資産税の課税の特例について、必要な事項を定めるものと規定し、第2条で定義として関係用語の意義を規定しています。

めくっていただき2ページ。第3条、固定資産税の課税免除として、企業が国の計画承認を得た計画に従い、令和7年3月31日までに計画の用に供する家屋や構築物の整備、また土地を取得した場合において、市長はその家屋・構築物、またその土地に対し、新たに課税されることとなった年度以降3年度分に限り、課税を免除することができることと規定し、第4条において課税免除の申請で、申請方法、様式などは別に規則で定めることとしております。

第5条は、課税免除の取消しについてで、課税免除を受けた場合でも事業の廃止や休止、市税を滞納した場合など、規定要件に該当した場合については、免除を取り消すことができるとしております。

第6条は、報告または調査として、市長は課税免除者に対し必要な報告を求め、調査をすることができることと定め、第7条、委任では、必要な事項は規則で定めることとしております。

続いて、附則の第4項で定める南魚沼市企業立地促進条例の一部改正について説明させていただきます。

5ページ後半にあります、南魚沼市企業立地促進条例新旧対照表をご覧ください。今回、新たな条例を定めることから、第1条、目的から固定資産税の課税優遇措置を削ります。それに伴い、めくっていただき6ページの、第2条第6号の投下固定資本総額とその説明文言も削ります。

また、第3条、指定の基準中、第1項第2号から第4号までの投下固定資本総額と常用雇用の増加数の規定を、新たに第2号のアにおいて事業開始後3年以内に、事業開始前と比較して5,000万円以上の付加価値額が増加する計画であること、またイにおいて、事業開始から1年を経過した時点で3人以上の新規常用雇用がある計画であることに改めます。これにより第3号、第4号を削り、第5号以下から第7号をそれぞれ2号ずつ繰り上げます。

さらに第5条の固定資産税の課税優遇措置を削り、7ページにありますように、第6条から第11条をそれぞれ1条ずつ繰り上げるものです。それに伴い、附則第4項も削り、附則第5項を1つ繰り上げます。

2ページ下段の附則に戻っていただきます。附則第1項としまして、施行期日は令和5年4月1日としております。

次に、3ページにかけての附則第2項におきまして、今回の条例制定により一部改正が必

要となる南魚沼市税条例について、5ページ、南魚沼市税条例の新旧対照表にありますように、第42条第1項第7号の南魚沼市企業立地促進条例第5条の規定による固定資産を、今回定めます南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例第3条の適用を受ける家屋もしくは構築物またはこれらの敷地である土地に改めます。

また附則第3項において、南魚沼市税条例を改正するにあたって、この条例の施行日の前日までに指定された指定企業に対する経過措置を規定します。

次の附則第4項につきましては、先ほど説明したとおりであります。

さらに、次の附則第5項において、この条例の施行日の前日までに指定された指定企業に対する経過措置を規定しています。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずお聞きしたいのは、これは国の支援が令和7年3月末まで延びたということに合わせての条例制定ということでもありますけれども、この優遇措置自体は国の支援が終了したという時点で、またこの条例自体をどうするかというのを考えなければならないということだと思っただけけれども、そういう理解でいいのかどうかということと。

もう一点は、この条例改正のところで、附則の部分で南魚沼市税条例の一部改正と南魚沼市企業立地促進条例の一部改正、これがセットになっているということなのだけれども、本来であれば税条例であったり立地促進条例であったり、それぞれを議題としてやはり改正ということを出すほうが私はよかったのではないかと思うのだけれども、附則の形で税条例も立地促進条例も改正するというやり方でいいのかどうかというところを2点お伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のほうをお答えします。期限が令和7年3月31日に延びたということで、現時点ではそこまでになっていますけれども、国のほうでその後の取扱いについてはまた法律等、指示が出ると思っていますので、その段階でこちらの条例も期限を延長するのか、もしくは内容を見直すのか、そこはやらざるを得ないと考えております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2つ目のご質問の、附則の中で税条例等の改正がどうなのかというご質問ですけれども、手法としましては議員がおっしゃるような手法もあるかと思いますが、この一連の流れの中での法体系といいますか条例体系の中で、附則のほうで改正するほうが分かりがいいという判断で、この附則改正ということにいたしました。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 国の支援がどうなるかということを見ての今後の動きでありましょ

ども、附則の中でこういうふうに税条例のほう、あるいは立地促進条例のほうの一部改正を行っていくという手法は、確かに分かりはいいと思うのです。分かりはいいのですけれども、企業さんにとっては非常に大きな部分でもあるので、やはりそれぞれで分けてやったほうが私は逆に分かりがよかったのかなというふうに思うわけです

つまり税条例、非常に税金の収入に対する大きな部分でありますから、これが附則の中でやっていくというやり方については、私はこちらのほうが、市が提案しているやり方はどうなのかなという、やろうとしていること自体は問題ないと思いますよ。ですので、そこら辺が今後、こういうような関係で緊急対策で市の条例改正が出てくると思うのですけれども、それについても附則の中での改正ということではなくて、やはりそれぞれの条例そのものについてやっていくというのが、私は正道ではないかなと思っていますけれども、今後についての考え方というのを総務部長に伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 過去においても同様な附則での改正というのが多々あったかと思えます。議員がおっしゃるその手法もあるかと思いますが、一つの提案として受け止めさせていただきます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 内容として、これまで税の免除の交付税措置が受けられなかった期間がなくなったり、常用雇用者のハードルが下がったりということで、企業のほうも扱いやすいといますか、ハードルが下がる状況になると大変いいことだと思うのです。参考までに、ここ近年で税の特例の対象になった企業とかというのがどのぐらいあったのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、梅沢議員の質問にお答えいたします。令和元年度から令和4年度までで、延べ18件というふうに把握しております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お伺いします。まず6ページですが、これを見ると今までは投下固定資本総額が5,000万円以上なければいけなかったものが、これが撤廃されて5,000万円以上付加価値が増加する計画があればよくなるということは、今現時点ではそこまで大きな資本がなくてもできるということでかなりハードルが下がる感じに聞こえるのですが、そこはそういう解釈でいいかどうか。極論でいうと、今からベンチャーやります、ここ3年で5,000万円稼ぎますという計画を出せば、今現時点で何もなくてもそれでいけるのかどうか。その——ちょっと極論で申し訳ないけれども、それを1点確認と。3点になるかな。

2点目が常用雇用者3人以上になりますが、これは例えば南魚沼市内のむちゃくちゃ魚沼市よりのところに建てて、魚沼市の方が雇用された場合でも適用されるのかなとは思っているので

すが、市内の方を雇用した場合とかというふうにはできなかつたのかどうか。その分からない——2点目で。

3点目、最後なのですが、2ページの第5条、課税免除の取消しの部分で、第3項、虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたときの、この虚偽の申請ですが、例えば5,000万円付加価値を上げますよという計画書を出して、実際3年後に付加価値が全く上がらなかった場合は、その場合はどうなるのか。これに適用されるのかどうかをお知らせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、ハードルが下がると解釈してよろしいかということで、そのとおりだと考えます。どうしても固定資本の投下だと、大きな企業なり資本力を持っているところではないと来られないのですが、これについてはベンチャーでも、それから情報産業の少ないところでも常用雇用者が3人いれば大丈夫という考え方になります。そこはハードルが下がると考えます。

2つ目です。常用雇用者3人の方、この魚沼市、市外の方ということなのですが、現時点でも市外の方を雇用してもいいのですが、施行規則の中で雇用の奨励金というのが今あります。それについては、市内の方でない対象には加えられないということになりますので、そこについては常用雇用者にカウントはしても、市外の方へ奨励金は出せないという考え方になろうかと思えます。

それから虚偽の申請についてです。こちらについては、付加価値額が出なかった場合には多分その段階で取消しなのかという形、該当できないという形になると思えます。この虚偽のものというのは、もともとの申請の段階で出したものに対して、出した情報が正しくなかったり、もしくは言い方が悪ければ例えば嘘であったりと、そういうものが該当すると考えますので、付加価値額のものとはちょっと該当しないというふうを考えます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そうすると、極論でいうと、すごい現在あまり資本がないベンチャーの方が、3年間で5,000万円以上の付加価値を上げるぞという計画を持ってきて、何かしらの計画を持ってきて、実際3年後、無理であっても、その3年間は固定資産税が優遇されて、特にその方に関しては何も——それで終わりというか、すみません。何も返還の義務もなくそのままということではよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今議員がおっしゃったとおりだというふうに解釈しています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 18 号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

固定資産税、物すごい高いという市民の悲鳴の声が聞こえております。何とか下げてくれないかという多くの市民からの声が届いており、これを特定の方たちに免税をするということでしたら、それはしっかりした精査が必要かなと思ひまして、今回の条例改正案は、企業誘致をしたいというアイデアは物すごいいいことだと思います。

ただ、投下固定資本総額 5,000 万円以上だったものが、これが撤廃されるということは、もう本当に物すごい枠が広がってしまう。せめて、1,000 万円以上とかもう少し何かそこで縛りかけたほうが、何も無い 5,000 万円の計画だけ持ってくるベンチャーの方が来て、優遇したのに全く増えなかったみたいな、そういう結果を招くことにもつながるし、そういうことが起きた場合に、高い固定資産税を払っている一般の方たちに不公平感が出る可能性もあると思います。

もう少し、投下固定資本総額の部分にもう少し条件を課したほうが、より公平でより将来的な、いい意味での企業誘致につながるのではないかと思ひ、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 18 号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほど反対者のほうは、市民の方の固定資産税が高いという声に答えていないのではないかというお話でございましたけれども、こういう企業が南魚沼市内に来ていただいて、雇用していただく。しかも、南魚沼市を選んで来るということは、希望的ではありますが、やはり賃金とか待遇とかの面でいって非常にいい企業が、特に若い人たちが来る。そういう企業が来るという、そういう可能性を私はここで高めていくのではないかと。結果的に市民の方たちの所得が増えるという方向に——特に若い人の所得が増えるという方向に向かうのだと思っております。

それから、ベンチャー企業に対してということでもありますけれども、これはしっかり読んでいただきますと、企業立地促進のほうではもともとは企業の新設に当たって投下固定資本総額 5,000 万円以上ということですが、ベンチャー企業が新設時に投下固定資本 5,000 万円以上というのは非常に厳しい条件であります。それが今回は、立地に関する事業計画が事業開始後 3 年以内に 5,000 万円以上に増加する計画であるというふうに緩和をされていると私は思っております。

今はやりの I T 関係の企業、東京から新潟のほうにかなり進出してきておりますけれども、

その方たちは確かに最初は四、五人ということで、非常に規模も小さい。しかしながら、もう一年もたたないうちに大変な伸びを示していくというところがありますので、そうするとこの3年の中で5,000万円というところが一つの目安になるのではないかなと思っております。むしろ、こうして特に若い人たちのベンチャー企業を呼び込むというところの誘因になるというところを——当然、国の支援を受けているわけでありますけれども、そういった面も含めて私は賛成すべきものだと思っております。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第18号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第19号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第19号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

出産育児一時金の引上げにつきましては、既に多くの報道等でご承知のとおりかと思われまますが、令和5年度より全国一律で大幅に引き上げられるということでもあります。

このことにつきましては、令和5年2月1日付で公布されました健康保険法施行令の一部を改正する政令に定められましたことから、条例の該当部分を改正するものであります。

金額につきましては、現在、1件につき40万8,000円で、これに産科医療保障制度の掛金相当額1万2,000円を規則で加算し、合計42万円となっております。これが今回8万円増額され48万8,000円、掛金相当を加えて合計50万円とされるものであります。

3ページの新旧対照表をご覧ください。条例第5条、出産育児一時金の支給金額を現行の40万8,000円から48万8,000円としたいものであります。ただし書きのほうに、規則で保険料分1万2,000円を加算することを規定してありますので、これにより合わせて50万円の支給となります。

1ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。第1項は施行期日で、令和5年4月1日からとしたいもの。第2項は経過措置で、施行日前の出産についてはなお従前の例

によるとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 この条例に関してははすごく理解はしているつもりでいるのですが、4月1日の施行ということで、3月31日に生まれた場合、この8万円の差がすごく大きいというふうに私は感じるのですが、その件に関して4月1日という、はっきりしたボーダーが引かれるのか、それとももう少し曖昧なというか寛容な考えのもとで、できるのかどうか。この辺りちょっと質問します。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 大変残念ではありますが、法の関係の規定それから保険の制度、こういった中での手当てでございますので、4月1日の出産からということが対象となります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 念願の増額でありがたいことだと思います。確認で私が間違っているかも分かりませんが、今は出産一時金は直接病院のほうに支払われるという部分と、例えばそこまで金額がっていない場合、どのような形で対応されるのか、お伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今は42万円、これから50万円ですが、それを超えていようといまいと、基本的には保険者のほうから医療機関に直接お支払いをします。個人が一回負担するという必要はないのですが、それで今回、上がりましたので差額が余るといいますか、差額が発生する場合があります。その場合には改めてになります。差額分を対象者が、保険者側のほうに請求して、もらうという形になろうかと思っています。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 聞き手の粗相で恐縮でございます。例えば、市の平均からいくと多分ここまでっていないのが実情の部分も出てきていますし、いろいろな状況があります。そうした場合、昔は立て替えたけれども今は立て替えなくてもいいわけですね。病院のほうに支払われるわけでありまして。ですけれども、この金額というものはそれ以下になった場合は、個人のほうにその部分が返金されるのかどうか。その部分がどうなっているのか確認したいと思っています。

○議 長 今答弁で、本人が申請すれば……（「申請すれば」と叫ぶ者あり）申請すれば返るといふ話の答弁でした。

○中沢一博君 大変、聞き手の粗相で恐縮でございます。その場合はその差額分というのは、個人がきちんと確認した中で行政のほうに申請をします。ではそういう部分を徹底していただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○議 長 ほかに質疑。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 19 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 20 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 20 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。

本条例は、地方自治法第 227 条の規定に基づき、市が特定の者のためにする事務について徴収する手数料について、平成 16 年に制定した条例となっております。

今回の改正は、令和 5 年 4 月 1 日より国の農業経営基盤強化促進法が一部改正されることに伴い、条例中の農地利用集積計画に係る嘱託登記手数料の徴収の根拠法令である農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令が廃止されますが、代わりに農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において経過措置が定められたことから、これに対応すべく条例を一部改正したいものであります。

それでは内容についてご説明申し上げます。3 ページ新旧対照表をご覧ください。第 2 条関係の別表第 1、第 35 項の農地利用集積計画に係る嘱託登記の手数料を徴収する事項中、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和 55 年政令第 288 号）第 2 条、こちらを農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 2 項に改めるものです。

1 ページ下段に戻っていただき、附則としまして、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 21 号議案 南魚沼市介護給付費準備基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 21 号議案 南魚沼市介護給付費準備基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、南魚沼市介護給付費準備基金条例の処分方法につきまして、保険給付費への充当と新潟県介護保険財政安定化基金への拠出に限定されているものを、介護保険事業の財政運営に資するものとし、地域支援事業を含めた介護保険事業全般に処分できるようにするものであります。介護保険上、地域支援事業は保険給付費と同等の扱いとなっておりますので、法令上の問題はありません。

それでは、新旧対照表で説明を申し上げます。3 ページをお開きください。

第 1 条中、介護保険の保険給付及び新潟県介護保険財政安定化基金の拠出に関する費用に不足を生じた場合の費用に充てるため、こちらを介護保険事業の健全な財政運営に資するために改め、第 6 条中、介護保険の保険給付及び新潟県介護保険財政安定化基金の拠出に関する費用に不足を生じた、これを次に掲げるに改め、充当できることのできる事業を各号として 3 点加えました。

第 1 号につきましては、保険給付費及び地域支援事業費に不足を生じたとき。第 2 号につきましては、新潟県介護保険財政安定化基金の拠出の費用に不足を生じたとき。第 3 号につきましては、介護保険の財政均衡を保つ費用が発生したときということを追加になります。

1 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私がこの条文の読み取り方が違うのかもしれないのですけれども、介護保険の全般に資するためという、その趣旨は分かりました。設置の第1条のところ。それを受けまして第6条なのですけれども、私はこれ単純に見ますと、現行のものからこういうふうに分けて限定的にすると、かえってその処分が絞られたというか、そういうふうにはこの条文を見ると読み取ってしまうのですけれども。そこら辺の考え方というか、むしろ全般に広がったというのか、そこら辺もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけれども、第6条につきましては介護保険の給付に限定しておりましたけれども、これをやはり幅を広げて地域支援ですとか、あとはそのほかの事業にも充てられるということで緩和したということでもあります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市介護給付費準備基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

〔午前11時45分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

なお、永井拓三議員から中座の届出があり、報告いたします。

〔午後1時19分〕

○議 長 日程第13、第22号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第22号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についま

して、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、現在まで進めてきた農業集落排水から県の流域下水道への統合について、城内地区での管路の接続工事が完了します。これを受け、条例第2条第2項に規定している農業集落排水処理施設のうち当該対象施設を削除したいものです。

なお、平成27年度から進めてきた県流域下水道への統合は全て完了となりました。この統合による下水道事業の経費削減効果は、年間約3,800万円と試算しております。また、残る桁窪地区の処理施設については、施設更新費の削減となる処理方法の検討を進めていきたいと考えております。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第2条関係、別表第1に規定されている処理施設の名称のうち、このたび県流域下水道へ統合となる表内1段目、上原地区農業集落排水処理施設、2段目、城内西部地区の項を削除するものです。

1ページに戻っていただいて、附則として、令和5年4月1日から施行したいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第23号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第23号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、市合併以来、長き間課題とされてきた水道料金の根本的な見直しを行い、将来への基盤づくり、土台づくりをするものであります。

改定内容は、市民向けに2月1日に配布したチラシと同様なものを補足資料として本日配付しました。市民、使用者の方々と同様な視点となるよう、補足資料でご説明いたしますの

をご覧ください。

大きく3点、一般用料金、特殊用料金、福祉減免制度についてご説明いたします。補足資料の1ページの中ほど、まずは一般用の料金については、1番目、一律の基本料金であった用途別からメーターごとの口径別に基本料金を設定します。2番目、10立方メートルまでの定額とする基本水量制を原則廃止といたします。3番目、使用水量に応じた従量料金——超過料金になるわけですが——この単価であります。水量を多く使うほど単価が安くなる逓減型を廃止します。

この改定により、契約いただいている使用者、お客様全体の公平な料金負担、適正な料金負担を実現するものとなります。また、今回の改定は値上げ、値下げというような料金水準——料金の収入総額の改定ではなく、あくまでも料金体系の変更——料金の配分の変更を変えるもの。この点であることが今回の料金改定の重要なポイントであります。

補足資料2ページ目の下です。料金改定率——これは各メーターの平均使用量の場合についてです。メーター口径13ミリメートルはマイナス2.2%、20ミリメートルはマイナス0.9%となり、一般家庭では単純平均1.6%の値下げとなります。

事業者となるメーター口径25ミリメートル以上は、おおむね15%の値上げとなります。ここで本来、事業経営上、収支均衡となる値上げ率は約30%となるところですが、あまりにも事業者様の負担が急激に大きくなることから、激変緩和措置として値上げ率を13.9%——約15%になりますけれども——に抑えるものであります。この激変緩和措置の財源は、一般会計から5年間で総額1億5,000万円を繰り入れるもので、令和5年度から令和9年度の5年間に限定するものです。よって、5年後は本来の料金収益で収支均衡となる30%の値上げを見込んでおります。

補足資料3ページ目です。次に地域の特性を生かした3つの特殊料金を説明いたします。公衆浴場用の料金は継続し、一般用の平均値上げ率13.9%を乗じ値上げいたします。温泉旅館用の料金も継続し、一般用の平均値上げ率13.9%を乗じ値上げいたします。

リゾートマンション用の料金は新たに設定いたします。言い換えれば、一般用の新たな口径別料金に10立方メートルまでの基本水量制を残すものと考えていただくほうが理解はしやすいかもしれません。これはリゾートマンションに対して、建設時に投資した経費がまだ回収できていない点を考慮しているもので、当分の間とするものです。なお、右上の臨時用の料金は現行のまま継続となります。

補足資料4ページ上です。最後に福祉減免制度であります。平成24年度に創設し、時限的な特例措置として実施してきましたが、今回の改定をもって廃止をいたします。現在の特例措置による高齢者だけでなく、使用水量の少ない世帯に対して広く継続的に負担が軽減されることとなります。時限的な特例措置でなく、恒久的な制度へ展開することにご理解をお願いしたいと思います。

それでは、議案書に戻っていただいて、3ページの新旧対照表をご覧ください。

第30条の特別の場合の料金算定については、月の使用日数や水量が少ない場合の基本料金

の算定方法になります。現行では、使用日数、使用水量の2つの要件でありましたが、改定後は使用日数の要件のみとするものであります。今回の改定で10立方メートルの使用水量制を廃止したことにより、要件が簡略されたものです。

次の別表第2の料金表については、先ほどご説明したとおり、一般用、公衆浴場用、温泉旅館用、リゾートマンション用の料金を改定し、臨時用は改定なしといたします。

2ページに戻っていただいて、附則として、令和5年9月1日から施行したいものです。経過措置として、8月使用分までは従前の例によるものを加えるものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の説明を受けて理解した部分はあるのですが、この料金を値上げすることによって——ごめんなさい。3ページの地域の特性を生かした3つの料金、いわゆる温泉施設のところが料金値上げすることによって、恐らく利用者の、例えば温泉施設に入る値段も恐らく上がるのではないかと。恐らく上がるのだけれども、一般家庭から見ると86円とか39円とかしか値下がりしないみたいなイメージを持つのです。例えば温泉に1回行って、100円値上げされたら、家庭用の金額が下がったとしても、これはもうどちらがいいのですかという話になってしまうと思うのです。

私の感覚からいって、1か月86円、仮に値下がりしても、39円値下がりしたところで500円くらい、たばこ1箱とかペットボトルの飲み物3本分くらいの差にしかならないところを、本当に市民が望んでいるのかということと、あとはこの値段の変動をさせることによって、水道事業自体が悪い方向に向かわないか。その辺りの試算がされているかどうか、それだけ教えてください。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 今、永井議員がおっしゃるように、一般用の一般家庭は月80円とか50何円だと。公衆浴場については15%上がるわけですから、お金の見ると確かにそういう計算はできると思います。

ただ、今料金設定に当たって考えたものは、一般用は少ない額ですけれども値下げをする。あと、大口と言われる25ミリメートル以上については、一般が下がった分、どうしても収支均衡を見るものですから値上げをしなければいけないといったときに、25ミリメートル以上は値上げになると。かといって、残った温泉旅館とか公衆浴場その辺をどうするかということだったのですが、そこについてもやはり大口使用者だという観点から、そこはやはり値上げしないと、周りとの整合性が取れないだろうという判断で値上げをしました。今回、料金の云々かんぬんではなくて、そういう考え方で公衆浴場、温泉旅館も値上げしたという経緯です。

あと2点目、今回値下げといたしますか、全体的に見ると値上げ率マイナス0.4%というのがあるのですが、端数の問題であって、私どもとしては、現行の料金収益と同額を今回

の改定でも見込めるという形で考えております。シミュレーションとしても10年の投資・財政計画をつくって、シミュレーションをかけてやっておりますので、将来的に収益が足りなくて経営が成り立たなくなるとか、そういうことは心配しないで大丈夫という試算は得ています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。1点目に関しては、その料金から試算したということではなくて、人情というか人の心の部分から考えていくと、そういうモラルでいったほうがいいですよということは理解しました。

2点目です。この物価高騰がそのまま続いていったときに、10年先を予想することは本当に難しいと思っていて、今回は一般財源から1億5,000万円繰り入れるということになると思うのですけれども、このまま物価がそのままずっと上がっていった場合、どこかで必ず高止まりはすると思うのですけれども、その高止まりの辺りまで試算されているという考え方でいいのですよね。これ1点だけ確認ですけれども。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 試算は10年、20年としてありますけれども、今回の物価高騰分は含んでおりません。いないので、それがどう影響するかについては、次の5年後でもう一度試算をかけますので、その時点での判断となると思います。

以上です。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5点くらいあるのですけれども、まず1点目です。6年前に水道料金1,000円値下げを公約にされて林市長は市長になられたわけですが、1,000円値下げという公約を信じて林市長に1票入れた方たちがたくさんいらっしゃると思いますが、今回最初の、市長になられて最初の料金改定提案で86円、一般家庭値下げの、平均値下げの改定案を出しているということに関して、もし何かありましたらお願いいたします。

2点目です。福祉減免制度を廃止されるということで、これまで大口利用者が激変緩和になるから、すごいたくさん負担になるから、しっかり説明する必要があるというふうに議場でもおっしゃっていましたが、福祉減免を受ける方たち、今回最大で倍増するかと思います、基本料金が。そういった方たちにはこれまでどういった説明をされてきたのか。それを2点目でお伺いします。

3点目ですけれども、温泉旅館の割引です。特定の営利の団体への割引になりますが、こういう特定の営利の団体へ水道料金を割引しているという自治体というのは、全国的にどれくらいあるのか教えてください。

4つ目、福祉減免が時限的な措置というふうに今おっしゃいましたが、この時限的

な措置という説明、平成24年度に始まったときには、そもそも福祉減免を受ける方たちには時限的という説明はされていたかどうかということ。この時限的という表現というのは、そもそも申請書にも——私見たのですけれども、申請書にもこれは時限的ですよというのはないのです。この時限的という言葉というのは、もともとあった、そういうものだったのかどうかをお知らせください。

とりあえずそれですかね。それでお願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1点目についての1,000円公約というところについては、私ら水道事業者としてはなかなかお答えにくいところありますので。今回の料金改定については、行政的、政治的な判断ではなくて、あくまでも公営企業として独立採算でやっていく上での収支を考えた中で、一般家庭は値下げ、大口利用者は値上げという判断をしているところあります。

2点目の福祉減免、大口利用者等々への説明ということですが、まず大口利用者様のほうへの説明については、去年の12月から、対象はメーター口径50ミリメートル以上、約130契約くらいあるのですけれども、12月から開始をしております。今も説明に回っているところなのですが、おおむね7割から8割の説明は完了しております。

福祉減免のほうについては、そこの面については説明はしておりません。ただし、2月1日の市報にチラシを配布して、今回と同じような、同じ補足資料のチラシですが、これで周知を図っているというふうに考えております。

3番目は、後で課長のほうから説明をいたします。

4番目の福祉減免の時限的措置ということはどこにもないのではないかとということですが、本来、料金というものは、条例にのっとった料金を徴収するべきところです。平成24年度に福祉減免を創設したときは料金改正ではなくて、市長、管理者が特別に認められる事項という中で減免という形で措置をしてきたので、減免ということは将来一生続くものではありません。将来続くのは、あくまでも料金を条例で設定したものが将来続くものですので、減免という手法を取った段階で、時限的な措置というふうに判断しております。

以上です。3番目は課長からします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 公益社団法人日本水道協会が出しております水道料金表、令和2年4月1日現在の表で調べましたところ、温泉・民宿6事業体、温泉浴場6事業体の料金設定がございました。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1,000円値下げの公約に関しては、部長がおっしゃるとおり、政治的なものですので、もし林市長、何かあればお願いいたします。何もなければ結構です。

2点目の福祉減免の説明はしていない、福祉減免の方の説明はしていないけれども、2月

1日のチラシを配布されたということです。ここに書かれているのは、先ほども部長が説明されましたが、4ページ、広く継続的に割引が適用されるという説明なのです。例えば仮定ですけれども、ご自身の家庭が来月から1,000円倍増しますと、水道料金倍増しますといったときに、皆さん全体が5%くらい下がるから納得してくれよと言われて、それが納得できるものかどうか。どういう——納得してもらえるかどうか。納得してもらえと思った判断なのかどうかを確認させてください。

温泉旅館の件ですけれども、6事業体が採用されているということですが、全部で何事業体あって、6事業体なのか。そこだけ教えてください。お願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2点目のほうの福祉減免の関係ですけれども、確かに個々に考えると、全体は下がっていても、私のところは下がってなくて値上げなのですよという考え方は確かにあるかと思えます。そのところの議論になると、先ほども言いましたとおり、私どもの水道事業者、水を売って、販売して利益を得てやっている経営者でありますので、そういう面から考えると、我々の料金という算定はあくまでも水道メーターの検針によって、その数値によって料金をいただくというのが大前提であります。その水の——前も話しましたけれども、水に色をつけるということではなくて、その部分については公営企業、事業者というよりは——これはちょっと一般会計のほうの話に振るような形になって申し訳ないのですけれども、行政のほうとして、福祉政策としてスポットで考えていくべきだと水道事業者としては考えております。

3番目の6件、6件のうち全体は幾つだったかということですが、おおむね全国に水道事業というのは約1,300あるというふうに把握しておりますので、1,300分の6というふうに概要で考えてください。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 では、お尋ねですのでお答えしますが、1番のことについては、もう既にこの議場で、一般質問だったでしょうかね、黒岩議員とやっています。その回答のとおりです。ここで改めて言う必要はないと思っています。

最後の4点目でしたか。福祉減免のケースですね。これはこの議案のところで議する内容ではないですよ。これは政策だと前から言っているのです。水道事業のところでやるような質疑ではありません。ということで、もうこのことについても以前もう話をしていますので、再度のお尋ねには前の議事録か何かをご覧ください。

以上。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 水道部長の説明、事業者としてやっているということで、福祉政策の段階ではないということですが、だとすれば、例えば、難しいのですけれども、すごく倍増するわけではないですか、一部の家庭では。生活が困窮している一部の家庭では倍増する

ということなので、例えば市役所内で連携して、福祉課のほうにちょっとそういうのを伝えるようなことはできないかなみたいな、そういう連携みたいなのがあったのでしょうか。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 今回の件につきましては、先ほどの市長の答弁のとおりです。

以上です。

○議 長 ほかに。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 説明資料でいただいたものでありますけれども、今回の料金改定、令和5年9月からであります。これについて将来の収支予測の中で、令和8年度以降は赤字経営が見込まれると。この赤字経営の分も見込んで料金をこういうふうに改定したいというところで臨んだと思うのですけれども、やはり心配していた、ここに書いてあるように、やはり使用量の減少による収入減ですね。これは恐らく予想を超えてくるのではないかというふうに思っております。それは大口使用者のほうは節水に走ってくるとか、いろいろなことが考えられるわけです。そうした場合に、資金不足が発生した場合に、5年間で3,000万円ずつ1億5,000万円を繰り入れるということについて、これは増額の必要性が出てくるのだと思っておりますけれども、これをつくった水道事業のほうでは、繰入金増額ということについてはどの辺をお考えなのかという、それをまず1点お伺いしたい。

それから2ページで、口径別50ミリメートル以上、130契約、おおむね70%くらいのところに説明に行ったというふうに先ほど説明がありました。そうすると、その中でどういう意見が出されたのか、ちょっと聞こえてこないのです。値上げでありますから。そうするとどのような考えがあったのかというところをお聞かせ願いたい。

最後に、これは令和5年度から令和9年度までの5年間でありまして、令和10年度以降についての水道料金については適正を検討するという部分でありますけれども、適正を検討するという部分は、この令和5年度から令和9年度の中でいくと、最終年度、令和9年度に検討するということなのか。私は資金不足が発生したときに検討するのかなと思っておりますけれども、検討を開始する時期ということについての考えを伺います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1点目の令和8年度以降赤字が見込まれるという点と、3点目の今後の検討の時期ということなので、これはちょっと併せて話をしたいと思うのですけれども、今回の試算の中では5年間ですので、令和5年度から令和9年度までの試算をしております。その中に一部赤字が出てきてはおりますけれども、それも含みで試算して経営が成り立つというふうに判断しています。

今後の社会情勢の変化とか費用の高騰とか、そういった場合はどうなるのだというところについては、明らかにその収支、収益が上がらなくて経営ができないということになれば、その時点でまた検討は進めたいと思います。毎年、投資・財政計画については決算を入れ込み、予算を入れ、毎年度、毎年度、投資・財政計画には最新を入れ込んで検証しておりますの

で、そういった意味で本当にきつくなれば、その時点で5年を待たずに検証して改定に臨むこともあり得ると思います。今の段階では、はっきりは申し上げられません。

あと、大口の説明の状況ということですがけれども、なかなか普段私どもが使用者のところに行ってじかに話を聞くというのは、特に管理職になるとなかなか現場に出ないので、ないのでけれども、今回四、五十件回っている中で、現場の声が聞けたというのは非常に大きかったです。

中には、「いくら説明に来てもらっても何か反映できるのか」「どうせ変わらないだろう」というようなお叱りもいただきましたし、最終的には条例の一部改正を出して議会の判断になりますというような話もさせてもらいましたけれども、「この二、三か月後の議会に向けて我々がどう運動すればいいのだ」というような話ももらったり、あるいは「普段からの納付の方法を何とか考えられないのか」、その辺は集合アパートを持っていて、各部屋から徴収はするのだけれども、管理者といますか大家さんは、一時払い、立替えもしなければいけないというようなこともあるので、納付のほうの説明とかそういうようなことをいただいています。あとは「公共料金だからやむを得ないね」というような話も聞いております。

ほかに課長も回っていますので、追加があれば課長のほうから話をいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 50 ミリメートル以上の大口の使用者の皆さん、一応訪問対象 77 件と想定しております。うち 55 件につきましては訪問を終えております。訪問の中でいろいろ意見がございまして、現在もそうだと思いますが、コロナ禍の中で経済情勢が大変だと。せっかく売上げが上がってきたのに、電気、電力、動力費も含めて経費が上がってきてしまって、利益は圧縮されているということをメインに説明を受けています。特に水道料金というよりは、動力費の上がりの時期と同じ時期に重なるというような状況になってしまっているの、その影響は大きいよというお話を聞きますし、水道料金の値上げよりも動力費等の値上げのほうが大きいので、意外と水道のほうは思った以上に上がらないねといった意見をいただいたところもございまして。私が訪問した大口の皆さんは、おおむね説明でご了解いただいています。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大口の利用者さん、本来では値引きをしていたわけなのでけれども、そこがなくなるということではどのような意見を、これから4月からの経済情勢によって、またいろいろな意見が出てくるかなとも思っています。これは9月1日からの施行でありますから、それまでは時間があると。その中でも分かりやすい料金体系ということであるならば、今までの単価掛ける使用水量ということでやれば、3立米、4立米の人もこれほど大げさな改定をしなくても値下げにはなっているわけです。使用量で十分ですよとなれば。246円掛ける3立米となれば、10立米分いただいていたのですから。

そういうことを考えれば、やはり結果的に標準家庭でこれだけだと——値下がりが86円と

か、39円とか出ているけれども、そういうのを加味していけば、もう少し時間をかけて考えてもよかったのではないかなと私は思うのですよ。これほどのことをやっても、ひょっとしたらもう一回、今年の9月、本当に料金体系をやるということになれば、それまでは時間があるわけですから、その中で考えていくというくらいの余裕を持ってやったほうが私はよかったかなと思っているのですけれども。

ここで出された以上はここで決めざるを得ない。得ないのだけれども、そういうところの時間的にじっくり時間をかけてもんだということが、ちょっと私には見えなかったという部分もあるので。なので恐らくここで改正をしてしまえば、もうこのまま走って9月1日からということになるのだろうけれども、経済情勢の中でそうはいつでもちょっと厳しいなどいうのが出てきた場合に、再提出なんていうのは普通はないのだけれども、そういうことまで考えているのかということだけ、最後に1点お願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 確かに言われるように、一般家庭はメリッ的に少ないと。作業の割に大口は値上げになるけれどもという話とその見直しの可能性ということですが、いろいろ審議会のときも、改正をするのであれば、もっと例えば一般家庭であれば1,000円くらいになるような設定はできなかったかというような話もいただきました。確かに我々もそうしたいところはあったのですけれども、そうすると大口の値上げが100%になると、2倍になると。となるとさすがにそれは実務的には、計算上はできても実務上できないので、そこまではできなくて、今回設定した料金の幅というのが今時点の最大限の考えです。

あともう一点は、最初に話をしましたように、これから料金の値上げとか、値下げというのは、必ず5年サイクルでやってきます。条例改正も必ず出すようにしたいと思っています。その基盤づくり、土台づくりが口径別料金体系ということになりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 この問題については、使用量の少ない一般家庭からの不公平感といいますか、それを長年、多分、私が議会に入る前からこの議論はあって、そういった部分では、これまでいろいろな検討を重ねていただいてようやく案ができたということで、総体的にはここを基本に今後運営しながら検討してやっていくということでぜひお願いしたいと思っていますが、何せ当初の投資が大きかったものですから、金額自体が大きいということで本当に大変な部分はあるかと思いますが、従量料金の逡減型ですね、これをまず廃止をして、こういった形になっていくという部分では、大変ですが頑張ってもらいたいと思います。

特に地方公営企業法の全部適用になっていますから、そうするとやはりそこで独立採算が基本的に求められる。そうすると、どの経費については、やはり水道事業会計でやらなければいけないという原則がございますので、やはりそこにのっとなってやっていかざるを得ないし、頑張ってもらいたいと思います。

この資料の4ページ目、最後のページのところに今後の料金改定についてということであり、25ミリメートル以上のところの激変緩和といいますか、基本的にはこれは5年間でその後、激変緩和みたいなのがなくなっていくのか。例えばこれを経営の中でのみ込んでやっっていこうというのか、その辺をもう少し私もちょっと聞き落としたかと思いましたが、今の方針みたいなのがあれば、教えていただきたいと思います。

もう一つは、その上の福祉減免ですけれども、確かにこれは水道事業ではなくて、市の福祉政策ということになるのですけれども、一応このチラシの中で終了する方針ですということが出ています。これは水道事業だけではないと思うのですが、市の方針として、この廃止が水道事業の改定も含めて全部決まったら、できれば福祉減免を受けておられる方に——個別で件数も対象も分かっているわけですので、9月から廃止になりますというような事前のお知らせというか、そういうのをぜひこれは、するとかしないは今いいですけれども、検討だけでもぜひいただきたいと。この2点についてちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1点目、激変緩和措置で5年間繰入れがあるということですが、これは今のところ5年間のみの予定で、5年後には、今の試算では15%アップから30%アップにさらに上がるという予定で組んでおります。

それに付け加えて、公営企業という話も出ましたので、我々も今は繰入金という形がありますけれども、本来は使用料金でやるのが公営企業、水道事業でありますので、その方向はしっかりと持って経営をやっていきたいと思っています。

福祉減免の対象者へのお知らせということですが、ご提案ありましたので、何かしらのお知らせはやはりしなければいけないだろうというふうにも思いますので、対象者も分かりますので、その辺はやる方向で検討したいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 非常に難儀なことをしたと思います。本当にいろいろな意見を聞いてやったのは、私は大変なことをしたなという思いがあるのです。やはりあとは私はすごい思うのが、これをやって一部の方は安くなる方もいるし、評価をしてくれる方もいるとも思うのですが、でも、10立米以上使っている方というのは、なかなか、何か変わったのかという、ちょっと労力に合った、役場の職員の皆さんの頑張りにあった、何が変わったのだというふうに疑問に思われる点もあると思う。ここで燃え尽きないで、本当にすごいことをしたと思うのですが、燃え尽きないで、まだまださらに水道料金が安くなる方策をいろいろと考えていきたいと思うのですが、今後5年間でまた考えていくとか言っておりますが、その決意、思いをちょっと聞かせていただければと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 ありがとうございます。難儀もかなりしましたし、令和元年度から作業

を進めて、4年間かけてようやくできた料金改定であります。

今後については、これで燃え尽きることはありません。5年ごとに必ず投資・財政計画を検証して、値下げできれば値下げしますし、なかなかその後は難しいかもしれませんが、値上げになれば値上げをします。今回はあくまでも土台づくりだと認識しておりますので、今後も検証しながら経営を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 日本共産党議員団を代表して、第23号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正について反対の立場で討論に参加します。

日本共産党議員団として、県下一高い水道料金の引下げと口径別料金体系への移行を一貫して求めてきました。そうした下で、今回の口径別の料金体系への移行という点については評価をいたします。しかし、口径別の基本料金が高額過ぎて、使用量が10立方メートル以下の利用者への恩恵はわずかしかなりません。近隣市町並みに13ミリメートルの口径の基本料金は現在の半額程度に設定すべきだと考えます。

もう一点は、福祉減免制度の廃止です。今回の改正によって現在福祉減免を適用されている皆さんは料金が上がることとなります。これでは高い水道料金の引下げを求める市民の声に応えた改定とは到底言えません。コロナ禍に加え、物価高騰に苦しむ市民の皆さんの暮らしを考えると、福祉減免制度の廃止は認めることはできません。

以上2つの点から、水道給水条例の一部改正に反対いたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第23号議案 給水条例の改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まさしく政治とは何かというものを突きつけた条例改正案だったと私は思っております。6年前、1,000円値下げを期待して林市長に1票入れた方たちに対して、今日どんな説明があるのかと思いきや期待していましたが、残念ながら林市長からは期待した説明がありませんで

した。

政治とは、一番困っている人を救うことだと私は思っています。一番困っている人たちをどれだけ支えられるか。福祉減免によって支えられた人たちがこの廃止によってどんな思いをするかというのを、まず第一に考えなければいけなかったというのに、15%値上げになる大口利用者には1件1件回って説明しているにもかかわらず、1,000円値下げされている生活困窮者に対しては、現在630件から640件いらっしゃると思いますが、説明さえしていない状況。まさしく私の考える政治のシステムとは違った。

生活に困っている人たちがこの町に住んでよかったと思ってもらえる町に私はしたいと思っています。特定の事業者を優遇して、そこから市全体を潤すという考え方ではなくて、一番下に埋まっている声なき声に耳を傾け、そこからボトムアップで社会全体を支えていく。それによって事業者たちも潤っていく。そういった社会を目指した場合、今回の条例改正案には賛成できません。

改正案を提出する際に、林市長自らの言葉で、なぜ福祉減免を受けている、林市長が一番最初に就任されたときから、1,300円の減免を受けている方たちが今回最大で倍増する料金を払わなければいけなくなるのか。それについての説明は絶対に必要だったと思います。林市長は今答弁で、今回の福祉減免はこの条例改正とは関係ないとおっしゃっていましたが、今回福祉減免を終了する方針に、その方針にしっかり書かれています。今回の改正によって広く使用水量の少ない使用者は基本料金の割高な負担が軽減される。それによって福祉減免が終了する方針というふうに書かれているわけですから、この条例改正と福祉減免の廃止を切り離して考えることはできません。そういった観点から今回の条例改正、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、第23号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

これまでの南魚沼市の水道料金の規定については、これまで先ほど部長の説明にあったように体系的に少量の使用者、ここについて不公平感が強いということです。ずっと指摘がありまして、令和元年、実はその前から議論があったわけですが、令和元年から具体的な計画を定めて、この今改定案が今日に至ったという経過があります。

確かに額的にいうと、やはり私も高いと思います。これを近隣市町並みにできれば一番いいのだろうというふうには思っています。ただ、水道事業が公営企業法適用の事業で、独立採算制が強く求められている事業であることも、一方では事実です。そして今の状況の中で、そこを全部一般会計からの繰入れでやるのかということになると、これはほかの政策の執行も含めて、かなり問題が出てくる。そういうふうなことになろうかと思っています。そしてある意味では財政規律の破綻といえますか、につながりかねない問題も含んでいる。

そういう中では今回出された水道料金の改定、そういう意味では将来の持続性も含めて、

担当課としてはかなり苦しい作業でありましょうし、提案内容自体もこれが全面的にいいということではなくて、今の制度の中、それと事業の状況の中でどこまで、今まで大きな問題点として指摘されていた部分を将来に向かって持続可能な制度に改正をできるのか。これは本当に考えに考え抜いた案だろうというふうに思っています。

25 ミリメートル以上については、なかなか公営企業の中だけでは処理できないということで、5年間の時限的な緩和措置、これらは一般会計とも協議しながら導入をして、苦肉の策ということになろうかと思いますが、今の段階でまずはここを整理して、そして今後の状況を見ながら次の一步をまた目指していく。このことが水道事業の継続性と健全性を担保することになると思っています。

100 点満点を常に求めるということも大事ですけれども、まずは今の状況を改善して、一步二歩前が出る。そして市民にとって欠くことのできないライフラインである水道事業を、より理想的な体系に改めて、そしてその後、経費削減や、今また水源も新たに求めたりということではいろいろな手を打っています。

それらが少しずつまいた種が芽を出して、そして将来に向かって人口減少の中でも継続して、このサービスをきちんと市民に継続性を持って提供できる、そういう体制を目指していく。このことが重要だと思いますし、今回の提案になったこの内容はそれらを肝に銘じてこれまで検討を進めてきて、そしてまず第一歩として当局から提案があった。このことはこれまでの議論もそうですし、今日の説明でも十分に理解はできました。そういう意味ではまず一步を踏み出して、改善に向けて歩み出す。このことをぜひまた皆さんにもご理解いただいて、多くの皆さんから賛成をいただければということをお願いを申し上げて、賛成討論に代えさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕、

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 23 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 24 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 24 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正につい

て、提案理由を申し上げます。

市民の余暇活動の増進への寄与と、地域観光の振興と発展に資することを目的に設置されている五十沢キャンプ場施設については、現在、平成 29 年度に法人化された一般社団法人五十沢キャンプ場が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で指定管理者となり、管理運営を行っています。現在まで市からの指定管理料は無償で、大きな修繕等を除いては自己採算で運営がなされており、新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度の利用者は前年度、令和元年度は 1 万 5,455 人でしたが、これが令和 2 年度 1 万 1,848 人、76.6%と減少したものの、令和 4 年度につきましては 1 万 4,211 人まで回復しております。

しかしながら、新型コロナウイルスが蔓延した令和 2 年度以降は、国の持続化給付金等をはじめ、県・市等の支援制度により経常経費の不足分を補ってきたものの、ロシアによるウクライナ侵攻以降、顕著となった原油や電気料等の高騰、また多岐にわたる値上げの影響から、利用者が増えてもそれに比例して電気料をはじめ諸経費も膨らんでしまい、極力経費節減に努めてきたものの採算が合わない状況となっております。

そこで、このたび価格、物価高騰分の負担を利用者にも応分に求めたいことから、一部改正を行いたいものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

第 10 条、利用料金関係の別表の表におきまして、そちらの利用料金について、現行、改正案記載のとおりとなっておりますが、キャンプ場入場料は中学生で 1 人 100 円、オートキャンプ場利用料について、1 泊、日帰り、また普通車、大型車の別がありますが、それぞれ 1 台につき 200 円から最大 500 円。テントサイト利用料で中学生以上 1 人当たり 50 円、その下、森のきりん館利用料が利用時間によりますが、それぞれ 1 人当たり 200 円から最大 1 泊で 400 円という形。その下、セントラルロッジ利用料で一律 300 円。

次の 4 ページにわたりますが、コテージ 1 棟 1 泊の利用料について、人数によりますが、1 人当たり 200 円から最大 400 円、日帰り利用で一律 200 円の値上げをしたいものです。

これにより、およそ 150 万円の利用料金収入が増加するものと見込まれます。推測になりますが、令和 4 年度で電気料等で約 30 万円から 40 万円の値上がり。それから令和 3 年度で営業損失自体が 85 万円ほどありますので、これに消耗品費、人件費の増嵩分、それから小規模修繕等も見込んだ中での値上げとなろうかと思えます。

1 ページ下段に戻っていただき、附則としまして、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点だけお願いします。五十沢キャンプ場の指定管理者、指定管理料をずっともらわずに頑張ってこられた。本当に市の指定管理者の中でもすごい優秀にやられてき

たところだと思うのですが、今回の料金改正をする前に、こういった提案がある前に指定管理者のほうから、市のほうに指定管理料ちょっとどうですかみたいな、そういう打診はあったかどうかだけ、そこだけ教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 前回の消費税の値上げに伴って、市全体で使用料を上げましたが、こちらの指定管理者のほうからの打診があったのは、今回が初めてでございます。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）指定管理料をくださいという打診はありません。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私が分かっていないので、確認しながらなのですけれども、例えばキャンプ場料金、中学生以上400円ということは、最大400円ということなのか、それとも300円の時もあるとか、そういうことなのかどうかというのをちょっと分かればなと思ったのが、例えば今、USJとか、ディズニーはちょっとどうだったか分からないですけれども、時期によって値段を変えている施設とかあるわけです。

なので、例えばここもオートキャンプ場、普通車、例えばもう最大8,000円とかにして、指定管理者が混んでいるときは値段を融通できるようにして、稼げるだけ稼げるようにしたほうがいいという視点も——ちょっとこれが出てきてから言ったので、すみませんけれども、ちょっと土壇場の発言で申し訳ないですけれども、どういうふうになっているのか。ちょっと考え方を教えていただければ、分かればお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今言われたUSJのような、例えば時期的な繁忙期だったり、ピーク価格ということになると思うのですけれども、それができれば非常に理想的なところはあると思うのですが、五十沢キャンプ場については、冬はまず営業できませんので、時期が決まっていること。あと、やはり条例にある市民の公共の用に供するということでは、設置目的がやはり公共の用に供する以上、大幅な利益を求めるとするのは非常にそこははばかれるところがありますので、それについては原則的な目的に基づいて良識のある中で値上げをさせていただきたいということです。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 部長の答弁としては、それはそれで一つの視点としてはいいのですけれども、ただ、市民料金とかだつてあるわけですよ、例えば。長年携わっているので、ノウハウというのはある意味あるかもしれないわけです。例えば平日だったら2,000円で泊めていいとか。土日だったらこの金額よとか、あとは8月の繁忙期だったら——ホテルもこういうのをやっているところがあるので、そういう視点も今後どうかなというので、考えていくのも一つではないのかなと。ちょっと本当にこの場で質問するのがすみませんけれども、申し訳ないなという思いがあるのですけれども、それも一つではないかなと思うので、機会なので

言わせてもらいますが、どう思うか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 例えば八海山麓スキー場、ちょっと何ともいえませんが、スキー場であれば、例えば平日と週末の価格が違っている場合とかあると思うのです。やはりそこについては、状況によりますけれども、指定管理者と相談した中で検討というのはあるのかもしれませんが、やはり現時点としては、今この中でちょっと進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 25 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 25 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されるこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法に条ずれが生じ、引用している南魚沼市子ども・子育て会議条例に改正が必要となったものです。

それでは、新旧対照表で説明を申し上げます。3 ページをご覧ください。第 1 条中、第 77 条第 1 項を第 72 条第 1 項に改め、第 2 条中、第 77 条第 1 項各号を第 72 条第 1 項各号に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 26 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 26 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

近年、保育所の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるなど、児童福祉施設などで重大事故が繰り返し発生しているため、児童福祉法などの一部を改正する法律において、児童の安全の確保については、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。

その後、昨年 11 月に児童の安全の確保に関して厚生労働省令などに幾つかの一部改正があり、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の設備及び運営に関する基準についても一部改正となりましたので、これに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

改正点は 4 点ありまして、1 点目が、議案 1 ページのとおり、児童の安全の確保に関する安全計画の策定の義務化。2 点目が、議案の 2 ページとなりますが、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認。3 点目が、業務継続計画の策定の努力義務化。4 点目が、施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化でございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。改正点の 1 点目、安全計画の策定につきましては、第 6 条の次に第 6 条の 2 を加え、第 1 項として、学童保育の事業者は、事業所ごとに施設の安全点検や、職員や利用者に対する安全に関する指導、職員の研修や訓練などに関する安全計画の策定と必要な措置を義務づけるものです。

この利用者とは、新旧対照表では省略されておりますが、第 2 条において、施設を利用する児童と規定されているものでございます。第 2 項は、職員に対する安全計画の周知と研修や訓練の実施の義務づけ。第 3 項は、保護者への取組内容の周知。第 4 項は、計画の定期的な見直しと必要に応じた変更についての規定でございます。

次に、自動車を運行する場合の所在の確認として、第6条の3を加え、事業者が行う屋外活動などで自動車を運行した場合、乗車、降車の際に利用者——これは児童でございますが、児童の所在を点呼など確実な方法により確認しなければならないとするものでございます。

4ページをご覧ください。業務継続計画の策定につきましては、第12条の次に第12条の2を加えるもので、第1項として、学童保育の事業者は、事業所ごとに感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期に事業再開を図るための計画、業務継続計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする、努力義務化の規定でございます。第2項は、職員への計画の周知と必要な研修や訓練の実施。第3項は、定期的な見直しと必要に応じた変更についての規定でございます。

次に、衛生管理等として、第13条第2項中、これまで感染症や食中毒が発生しないよう、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるとしておりましたが、改正により、職員に対し予防と蔓延防止の研修や訓練の定期的な実施に努めるというように、必要な措置を明確化したものでございます。

2ページに戻っていただき、附則をご覧ください。改正条例の施行日は、厚生労働省令の施行日に合わせ、令和5年4月1日からとしたいものでございます。また、第6条の2で義務化された安全計画の策定につきましては、1年の猶予期間がありますので、その間を努力義務として規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 とても大事で必要なことだと思うのですが、これによって事業者の負担がかなり大きくなるのだと思いますが、事業者へのその負担に対する支援とか、そういう措置は考えておられますでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 既に事業者は、今現在でもこの基準に基づいて、災害の発生を含めた安全対策マニュアルなどを策定して実施しておるところでございます。

この安全計画の策定につきましては、既に保育所などでは示されておりますけれども、いつ、誰が、どこで、誰に、何をするかということを年間の計画を立てながら安全計画を実施するものでございますので、それに対する支援というものは考えておりません。厚生労働省や文部科学省などから来る通達に準拠しながら、一緒になって学童保育の安全を守ってまいりたいと考えております。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 ちょっと今、川辺議員の質問にかぶるところもあるのですが、もう既にやっているということですが、やはりこの計画は市のほうに提出されるということになるのでしょうか。その計画の管理をして、運用がきちんとなっているかどうか管理

する、そういうのはやはり市の部局のほうで対応するのでしょうか。ちょっとその部分、まず確認させてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 この設備及び運営に関する基準につきましては、新旧対照表では省略されておりますけれども、書き立ての中に、この基準が最低の基準だという書き立てがございますので、必ず備えるべき基準ということで考えておりますので、市のほうでチェックが必要なときはチェックをさせていただくということになるかと思えます。

○議 長 計画書も市に出るのか。
教育部長。

○教育部長 今のところ示されている中で、そのような手順がマニュアルの中にはございませんので、今のところその点につきましては把握しておりません。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 そうするとなかなか、ちゃんと計画はつくられていると思うのですが、やはりちゃんとした計画ができているというところの保証と、それを例えば利用者はお子さんですけれども、当然預ける親御さんがいるわけなので、その人たちが安心できるように、やはりここは市なり公的機関がきちんと確認した上で、ちゃんとしていますというのを出すのもやはり、私は利用者の親御さんが安全に安心して利用できるように必要だと思うのです。この辺は今後、考えていくつもりはございますでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今回定めた基準の中に保護者への安全計画の周知というものがございまして、保護者には安心して施設を利用できるように、事業者それぞれが周知していくということで考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2ページの一番上の第6条の2第4項のところに、自動車を運行する場合の所在の確認ということでここに書かれていまして、送迎の車について、全国的にはいろいろなことがあるので、新たにこのところを明確にしているのだと思えますけれども。実際には市の場合、当市の場合については限定的で、三用、赤石の学童保育くらいしか送迎というものはなくて、それぞれの家庭で送迎はしていると思います。それで、その限定的なところなのですけれども、園のほうで車を出して、学童保育の事業者のほうをやっているわけではなくて、民間に委託を実際はしていますよね。そうなりますと、安全の確認というところは現実的にきちんとチェックができていますのかどうかについて伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 これからはそのチェックをしなければならないということになるかと思えますし、また送迎バスばかりではなくて屋外活動を行うということも考えられます。そのときには支援員なり指導員がそこについて、点呼などの方法で確実に利用者の安全を守るということになるかと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それで、その学童保育の事業者が施設以外のところに行くときには、その事業者だけなのですけれども、今のように三用と赤石、1か所、三用しかないわけですから、赤石の子たちが行ったり来たりをしている。そうすると2つの事業所なわけなのですけれども、その中で今現在ではなかなか点呼とかそういったところ、民間に委託していますのできちんとできているかどうかというところ、かなり疑問なところがあるものですから。その辺は今後、今度これをしなければいけないということになりますと、実際に運用する中でどういった注意を払っていくのかというところを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 事業者がどんな工夫をするのかというのは、ちょっと想像ができませんけれども、今のこの関係につきましては、バスの中に取り残されないということが最も重要だと思いますので、その部分に注目して、点呼などの方法で安全を確実に守るということになるかと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第26号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、第27号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第27号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

昨年11月4日に開館いたしました南魚沼市上田雪国スポーツセンターは、野球やテニスなどのスポーツ団体による定期的な利用が始まっております。利用機会の拡大や練習メニューの充実につなげるため、利用者の意見を聞きながらスポーツ備品の設置をこれまで進めてまいりました。これまでにテニスのネットやフットサルのゴール、野球のピッチングマシンなどを購入あるいは発注しております。その中でピッチングマシンについては、利用に電力を

必要とすることから利用料金をいただきたく、南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の一部を改正するものです。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。別表の利用料金の部分を1、アリーナに改め、新たに2、附属設備として、ピッチングマシンの利用料金を1時間1,000円とする表を加えるものでございます。なお、ほかの自治体の例でもピッチングマシンは有料の貸出しとしており、利用料金の設定につきましても参考とさせていただきます。

1ページに戻っていただき、附則をご覧ください。改正条例の施行日は、令和5年4月1日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第27号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第19、第28号議案 旧五日町小学校体育館条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第28号議案 旧五日町小学校体育館条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

五日町小学校につきましては、平成31年3月31日をもって閉校いたしました。その体育館については、市民の健康増進とスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与するため、条例を制定し生涯スポーツ課が管理をしております。

一方、当時の五日町小学校と大巻小学校の統合では、旧大巻中学校の校舎を改修し、新たにおおまき小学校として開校いたしました。その際に公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、その活用には延床面積の減少を伴う集約化を図る必要があることから、体育館を含めた旧五日町小学校の校舎を除却することといたしました。令和5年度に解体工事が予定

されていることから、今年度をもって施設の利用を終了し、本条例を廃止したいものです。

附則をご覧ください。条例の施行日は、令和5年4月1日からとしたいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 このところで聞くのもいかがかと思えますけれども、除却をするわけがあります。この地域において避難場所という形で今指定されておるわけでありまして、旧大巻小学校も解体されました。この五日町も解体されます。大巻開発センターも現状、今回の議会でも出ているように、そういう形になりました。地域に対するこの避難所、何かがあった場合の避難体制はどのように徹底されているのか。管轄が違うかも分かりませんが、ここはこの部分で、やはり大事な部分でありますので、確認を取りたいと思っています。

○議 長 総務課長。

○総務課長 避難所の関係ですけれども、今回この五日町小学校が取壊しになるということで、五日町地域については、ほかに雪国スポーツ館が避難所として指定されておりますが、今現在、土砂災害それから水害の避難所として想定したときに、おのおのの対象区域の人口を推計したところ、今の雪国スポーツ館のほうの収容人数が——新型コロナの今の人数の積算でいきますとちょっと足りない形になりますが、従来の避難所の人数の積算でいけば何とか収まるという状況であります。

このほか、五日町地区については適切なやはり公共施設がないような状況もありますので、一番懸念しているのは、水害や土砂災害については、雪国スポーツ館で何とか対応はできるというところ。あと水害については横に平行で移動する避難が、やはり水位によっては非常に危険な状況もあります。垂直避難というのも非常に避難の仕方としては重要になってきますので、この辺の周知と、それから水害や土砂災害の際に、今でいえば例えば民間の旅館の施設ですとかそういったようなところも、今後、避難先として検討やなんかも進めていかなければならないと考えているところであります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第28号議案 旧五日町小学校体育館条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、休憩いたします。休憩後の再開を 3 時といたします。

〔午後 2 時 43 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 59 分〕

○議 長 日程第 20、第 29 号議案 南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 29 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本案件の基金は、平成 16 年に発生した中越地震復興のために頂いた義援金を財源に設立された公益財団法人中越大震災復興基金が令和 2 年 9 月末で解散するために、令和 2 年度以降に当市で予定されていた事業費を財団法人から市に移行し、積み立てたものです。

この事業の移行に当たり、南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例を制定し、2つの事業を進めてまいりました。この2つのうちの1つが地域との絆支援事業、浦佐地区のフットパスの事業です。もう一つが、JR浦佐駅地域交流施設兼観光案内所運営事業、MYUでございます。これで事業を進めてまいりましたが、令和 4 年度に実施した事業により、全ての基金の活用が終了したため、また、基金積立ての原資となる財団法人も解散していることから、事業費の積立ても行わず、このたび廃止を行うものであります。

附則では、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日からとしたいものです。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市中越大震災地域復興支援基金条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 30 号議案 市道の路線認定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 30 号議案 市道の路線認定について、提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線認定は、3つの路線について道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。3 路線はいずれも新規に認定する路線で、1 行目、図面番号 1 は、市道認定基準の第 4 条第 3 項第 5 号、公益的施設に連絡する道路として、また 2 行目、3 行目の図面番号 2 及び図面番号 3 は、第 4 条第 3 項第 2 号、住宅密集地における生活、防災及び保安上必要な道路として、種別のその他市道に認定したいものです。

めくって、3 ページをご覧ください。図面番号 1、五丁歩線です。この路線は、旧塩沢町時代に開発により整備された路線で、市が管理する中之島地区一帯、中子・仙石・舞子をはじめとする 11 集落に配水する水道調整池に連絡する道路であることから、認定するものです。

当該路線については、今までは市道認定をしておりませんでした。延長が 515 メートルと長く、開発地内のマンション住人やマンション管理会社だけでは管理しきれなくなっており、既に以前より除雪や緑地帯の草刈りなどについては市が協力して実施している状況ということでございます。認定する路線の延長は、先ほど申しました 515 メートル、幅員は片側歩道を含み、7.2 メートルから 15 メートルとなります。

めくって、4 ページをご覧ください。図面番号 2、塩沢西裏 25 号線です。この路線は、現在進行中である塩沢中央通り線——これは通称つむぎ通りでございますけれども——の沿道整備街路事業に伴う事業整備により、今回認定するものです。

当該路線については、市道に認定し道路を拡幅することで、塩沢駅前の車両通行がスムーズな流れとなる案などが現在検討されているところです。認定する路線の延長は 50.6 メートル、幅員は 4 メートルから 5.1 メートルとなります。

続いて 5 ページをご覧ください。図面番号 3、栄町住宅 1 号線です。この路線は、旧越路荘跡地の開発地の道路を挟んで向かい側に隣接する分譲地の路線となります。既に住宅建設が複数予定されており、公共性が高まっていることから認定を行うものです。認定する路線の延長は 51 メートル、幅員は 6 メートルから 12 メートルとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 市道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 31 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは続きまして、第 31 号議案 市道の路線変更について、提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線変更は、2つの路線について、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。2 路線について、表のとおり変更を行いたいものです。

めくって詳細ですが、3 ページをご覧ください。図面番号 1、西泉田線です。六日町上町 1 丁目 1 区交差点を起点とし、魚野川に架かる泉田橋を通り、東泉田地内までの路線である 1 級市道西泉田東泉田線を変更するものです。

この路線は、一般国道 291 号バイパスの昨年 12 月 7 日の供用開始に伴い、路線番号、種別、路線名、延長減による終点の変更を行うもので、延長が 487.9 メートル減により、東泉田まで行かなくなることから、路線名も変更するものです。

また、種別は一般国道 291 号バイパスと現道の 291 号を結ぶ路線であり、沿線には保育園などの公益的施設もあり交通量があることから、その他市道ではなく 2 級市道とするものです。変更後の当該路線は延長が 310 メートル、幅員が 10.1 メートルから 13.9 メートルとなります。

続いて 4 ページをご覧ください。図面番号 2、六日町駅裏、緑町にある駅裏 4 号線です。この路線は、令和 5 年度に実施予定の舗装修繕計画に計上している路線であり、舗装が市道変更前の終点部から一連で傷んでいるということでございまして、終点変更し市道とすることで舗装補修の範囲として施工することができるものです。変更後は 38 メートル延長し、路線延長を 222.8 メートルとし、幅員の変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第31号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第23、第32号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 では、第32号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき定めた総合整備計画書を策定し、総務大臣に辺地計画を提出するに当たり、同法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この計画に基づく施設整備の事業費につきましては、財政上有利な辺地対策事業債をもってその財源とすることができるものであります。

清水地区については、令和4年度で総合整備計画が終了するため、新たな計画を策定したいところでしたが、辺地の要件の一つである、5平方キロメートル以内の面積の人口が50人以上という要件を満たさなくなる見込みとなったため、蟹沢地区を含めて新たに蟹沢・清水地区として策定するものであります。

3ページ、総合整備計画書。1、辺地の概況では、当該地域の概要。2、公共的施設の整備を必要とする事情では、主に汚水処理施設と消防活動についてその必要性を記載しており、(1)の中段には、合併処理浄化槽の未整備世帯がある現状を、(1)の下から2行目、小型動力ポンプ付軽積載車が購入から26年が経過し、老朽化による故障も頻発している状況。これを買換えたいという趣旨でございます。

4ページにいきまして、3、公共的施設の整備計画は、令和5年度から令和7年度の3年間にわたる整備計画です。合併処理浄化槽3戸分、事業費570万円。小型動力ポンプ付軽積載車1台で、事業費650万円。一般財源のうち840万円を辺地対策事業債で充当するものです。

当該辺地計画の作成に当たり、法律の定めにより、あらかじめ県と協議を進めておりましたが、このたび新潟県知事から計画の内容に異議がない旨の回答がありました。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 33 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 33 号議案につきましてご説明申し上げます。

前号議案と同じく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき定めた総合整備計画書を変更するに当たり、同法第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

岩之下地区の総合整備計画につきましては、令和 4 年 3 月議会におきまして議決をいただいておりますが、整備予定の小型動力ポンプ付軽積載車が、社会情勢によりまして納期が遅れているため、計画期間を令和 4 年度の 1 年間から令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年間に変更するものでございます。

3 ページから 4 ページは、総合整備計画書、変更箇所の新旧対照表。1、辺地の概況について、人口を最新の数値に改め、2、公共的施設の整備を必要とする事情について、購入からの経過年数に 1 年を加え、4 ページ、3、公共的施設の整備計画では、計画期間を令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年に変更しております。

5 ページから 6 ページは、変更後の総合整備計画書です。当該辺地計画の変更に当たりましても、このたび新潟県知事から計画の内容に異議がない旨の回答がございました。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は 3 月 6 日、月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 3 時 15 分〕